

7 作物別取組事項リスト・点検項目リスト

(1) 米

ア 取組事項リスト(米)

(ア) 食品安全を目的とした取組

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (米)

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
ほ場環境の確認と衛生管理	<p>1. ほ場や周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの汚染防止</p> <p>ほ場やその周辺環境における潜在的な病原微生物、残留農薬等の危害要因の汚染源を確認し、廃棄物や資材等からの汚染流入の可能性も考慮しましょう。 新たに作付するほ場では、土壌の残留農薬分析を実施し、蓄積濃度が高いほ場へは作付しないことや、客土による汚染防止、または吸収しにくい作物への転換など、産地の実情に応じた衛生管理を検討することが必要です。</p>	栽培前(環境確認)	生産者	1	ほ場及びその周辺環境で、廃棄物等、農産物に危害を及ぼす要因がないことを確認しましたか。	<p>◇ほ場及び隣接地の従前及び現在の用途の確認</p> <p>◇廃棄物をほ場やその周辺に放置しない</p> <p>◇土壌分析の実施 等</p>	○	1
		栽培前(水確認)	生産者	2	用水の取水地(河川、地下水、ため池等)を知っていますか。また、有害物質等による汚染はないか確認しましたか。	<p>◇用水の取水地(河川、地下水、ため池等)の確認</p> <p>◇堆肥の製造、保管場所から原料等の流出防止</p> <p>◇大雨時、汚水の流れ込みを防ぎ、速やかな排水の実施 等</p>	◎	
		栽培前(環境確認)	産地	3	ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)で、廃棄物等、農産物に危害を及ぼす要因がないかを検討し、リスクを最低限に抑えるための管理計画を作りましたか。	<p>◇土壌汚染の可能性がある場合には土壌等を分析し、その結果を産地が把握</p> <p>◇汚染がある場合には農産物の吸収軽減対策を計画し、その実施状況が記録保存していることを確認 等</p>	○	
農薬の使用	<p>2. 無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止(法令上の義務)</p> <p>農薬登録を受けておらず農薬としての効果を表記していたり、成分から見て農薬に該当する資材の使用は法令上禁止されています。 国内での使用が認められた農薬には必ず登録があるので、使う前に農林水産省の登録番号の有無を確認しましょう。 【関係法令】 農薬取締法 【参考資料】 「登録・失効農薬情報」(農林水産消費安全技術センターHP) 「農薬疑義資材コーナー」(農林水産省HP)</p>	栽培(防除)	生産者	4	登録を確認して農薬を使用しましたか。	◇使用する農薬の登録番号の有無を確認	◎	2

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
農薬の使用	3. 農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄 各農薬には、その農薬が使用できる適用作物等が定められています。農薬残留をもたらす要因として、農薬散布機のタンクや配管に前回使用した薬液が残ったり、付着していることもあります。特にホースや配管中の残液は、部分的に高濃度の残留につながる恐れがあるため、散布終了後にタンクやホースの残液を抜き、しっかりと洗浄することが必要です。時間が経つと薬剤が固化して容易に洗浄できなくなるばかりか、ノズルの目詰まりの原因にもなります。 なお、残液や洗浄液が河川などに流入しないように適切な場所で作業を行わなければなりません。 【参考資料】 「農薬コーナー」(農林水産省HP)	栽培(防除)	生産者	5	農薬散布前には防除器具の点検を行い、十分に洗浄されていることを確認しましたか。また、農薬の使用後は十分に洗浄を行いましたか。	◇農薬の散布前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄されていることを確認 ◇農薬の使用後には、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性がある箇所を、特に注意して洗浄	◎	3
	4. 農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用(法令上義務) 農薬使用による農作物の安全性を担保するため、適用作物の農薬残留が残留基準を超過しないように農薬取締法で使用方法が決められています。 農薬使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用しましょう。 【関係法令】 農薬取締法 【参考資料】 「農薬コーナー」(農林水産省HP) 「農薬登録情報検索システム」(農林水産消費安全技術センターHP)	栽培(育苗)	生産者	6	農薬を使用する前に、容器や袋に表示されている表示内容を確認しましたか。	◇容器等の下記表示内容を確認して使用 ・農薬を使用できる農作物の種類 ・農薬の使用量 ・農薬の希釈倍数 ・農薬を使用する時期(収穫前の使用禁止期間) ・農作物に対して農薬を使用できる回数(使用前に記録簿を確認) ・農薬の有効期限(有効期限を過ぎた農薬は使用しない) ・農薬の使用上の注意	◎	4
		栽培(防除)	産地	7	農薬を使用する前に、容器や袋に表示されている表示内容を確認するよう指導しましたか。		◎	
		栽培後(収穫)	生産者	8	農薬使用時から収穫期までの日数(収穫前日数)を確認しましたか。		◎	
		栽培(防除)	産地	9	使用農薬の最新の使用基準を確認し指導を行いましたか。		◎	
		栽培(防除)	産地	10	不適正な農薬使用があった場合の対応マニュアルが整備されていますか。		○	

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
農薬の使用	<p>5. 農薬散布時における周辺作物への影響の回避(法令上の義務) 6. 農薬散布時における周辺住民等への影響の回避</p> <p>農薬を使用する際、適用作物以外に農薬を使用してはならないことが法令上義務づけられています。農薬を散布する時は、農薬の飛散による周辺作物への影響を低減するよう留意しましょう。</p> <p>また、周辺住民への配慮は農業生産を継続する上で重要な事項です。農薬取締法に基づき適正に使用していても、周辺住民との間に思わぬクレームが発生することがあります。飛散を防ぐための対策の徹底と周辺住民の理解を得るため、生産者の努力を記録として残すとともに周知することが必要です。</p> <p>【関係法令】 農薬取締法 【参考資料】 「残留農薬のポジティブリスト制度と農薬のドリフト対策について」(農林水産省HP)</p>	栽培(防除)	生産者	11	農薬散布時には周囲への影響が少ない散布法を実施しましたか。	◇病虫害の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめた農薬を散布 ◇近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布 ◇飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具を選択 ◇風向きを考慮したノズルの向きの決定 等	◎	5 14
		栽培(防除)	生産者	12	散布前に隣接した農地の栽培者や住民等へ周知しましたか。	◇農薬を散布する場合に、隣接した農地の栽培者や近隣住民等への事前の周知	○	
		栽培(防除)	産地	13	農薬飛散防止に関する指導を行いましたか。	◇農薬飛散防止に関する指導を実施	○	
カドミウム濃度の低減対策	<p>7. 過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果を確認</p> <p>カドミウムは、鉱物や土壌などに天然に存在する重金属です。様々要因で一部の地域の土壌に蓄積しており、蓄積濃度の高いほ場では生産物に移行し問題になります。土壌分析などによりほ場の濃度を調査し、蓄積濃度が高いほ場へは作付しないことや、出穂期前後3週間の湛水管理の徹底などきちんとした対策をとることが重要です。</p> <p>【参考資料】 「コメ中のカドミウム濃度低減のための実施指針の策定について」(農林水産省HP) 「水稻のカドミウム吸収抑制のための対策技術マニュアル」(農林水産省HP) 「コメ中のカドミウム濃度低減のための実施指針」(農林水産省HP) 「食品中のカドミウムに関する情報」(農林水産省HP)</p>	栽培前(環境確認)	生産者	14	過去に生産された米穀や農地のカドミウム濃度を把握していますか。	◇土壌分析を実施し、カドミウム濃度を把握 ◇過去に生産した米のカドミウム濃度を把握	○	6
		栽培前(環境確認)	産地	15	過去に当該産地で生産された米穀や農地のカドミウム濃度を把握していますか。	◇産地の土壌分析を実施し、カドミウム濃度を把握 ◇過去に当該産地で生産した米のカドミウム濃度を把握	○	
		栽培(水管理)	生産者	16	高カドミウム米が生産される可能性がある地域では、出穂前後3週間は継続して湛水状態を実施しましたか。	(高カドミウム米が生産される可能性がある地域) ◇出穂前後3週間は継続して湛水状態 ◇客土による汚染土壌の除去 ◇吸収しにくい作物への転換 等	△	
		栽培(水管理)	産地	17	高カドミウム米が生産される可能性がある地域では、出穂前後3週間は継続して湛水状態とすることを指導しましたか。	(高カドミウム米が生産される可能性がある地域) ◇出穂前後3週間は継続して湛水状態 ◇客土による汚染土壌の除去 ◇吸収しにくい作物への転換 等	△	

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
作業者等の衛生管理	8. 作業者の衛生管理の実施 食品を通じて伝染する病気に罹っている、もしくは保菌している者は、収穫・出荷調製等の作業に関わると、作業者の健康被害ばかりでなく、収穫物が汚染される可能性があります。作業前には下痢や嘔吐、黄疸、発熱、火傷や切り傷の化膿等の有無を確認し、健康でない者は作業からははずすことが必要です。 また、発病の自覚が無くとも、作業者は常に衛生管理に気をつけ、特にトイレ使用後の手洗い、切り傷等は手袋を使用するなど徹底してください。衛生管理が徹底していないと大腸菌やノロウイルス、黄色ブドウ球菌等、食中毒の原因菌類を媒介する可能性があります。	共通 (安全対策)	生産者	18	作業者は、衛生状態を考慮して作業を実施しましたか。	◇作業を始める前など、必要ときに手の洗浄 ◇清潔な作業着や手袋等を身につけ、不潔な物や場所にふれない ◇切り傷や擦り傷がある場合は手袋等で覆う ◇感染症(下痢、嘔吐、発熱等)の疑いがある場合は作業を実施しない ◇覆いのない農産物の上では、咳やくしゃみなどの行動をしない 等	○	
		共通 (安全対策)	産地	19	作業者には、衛生管理を考慮して作業を実施させましたか。	◇作業を始める前など、必要ときに手の洗浄 ◇清潔な作業着や手袋等を身につけ、不潔な物や場所にふれない ◇切り傷や擦り傷がある場合は手袋等で覆う ◇感染症(下痢、嘔吐、発熱等)の疑いがある場合は作業を実施しない ◇覆いのない農産物の上では、咳やくしゃみなどの行動をしない 等	○	
	9. ほ場や施設から通える場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施 栽培から出荷までの工程に関わる作業者が衛生的な状態を保ち、食品の汚染を避けられるように、手洗いやトイレ等の衛生施設の設置、衛生的な維持に努めましょう。	共通 (安全対策)	生産者	20	ほ場や施設から通える場所に、手洗いやトイレ設備などを確保しましたか。	◇手洗い場やトイレを、ほ場及び施設から通える場所に設置 ◇手洗い場やトイレが汚染源とならないことの確認と、衛生的な状態の維持 等	○	
共通 (安全対策)		産地	21	○				
機械・施設・容器等の衛生管理	10. 農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄 農機具や、ハサミ、ナイフ、ビニールシート等の農具、収穫容器、資材が、他の作業と共用している場合、思わぬ汚染を引き起こすことがあります。生鮮果実の汚染源とならないために、使用前に十分な洗浄等を行うなど、衛生的に保管、取扱、洗浄等しましょう。	栽培後 (収穫)	生産者	22	農機具や収穫容器等は衛生的に使用しましたか。	◇トラクターや運搬車両等の農機は、表面についた土壌等を洗浄 ◇コンテナ等の収穫容器は、定期的に洗浄 ◇コンテナ等の収穫容器が、地面に直接触れないようにシートを敷く ◇コンテナ等の収穫容器の中に敷物を入れて使用 等	○	

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン	
				No.	内容				
機械・施設・容器等の衛生管理	11. 栽培施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施 12. 調製・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施 施設内に雨水や小動物等が侵入しないように補修しましょう。また、カビ等が増殖する要因となる収穫残渣等が残らないように、衛生的に栽培施設を管理しましょう。	共通(他)	生産者	23	施設等は衛生的に管理しましたか。	◇施設内に雨水や汚水が流れ込まないように、排水溝の設置等速やかな排水に努める ◇使わない機材や野菜残さ等の廃棄物は、栽培期間中のは場や施設、その周辺に放置しない ◇衛生的に作業が行える明るさの照明の確保 ◇定期的な清掃の実施 等	○		
		共通(他)	産地	24	産地の施設等は衛生的に管理しましたか。		○		
		共通(他)	生産者	25	施設内に有害生物が侵入、生息しないようにしましたか。		○		
		共通(他)	産地	26	施設内に有害生物が侵入、生息しないようにしましたか。		○		
収穫後の農産物の管理	13. 米穀の清潔で衛生的な取扱い(法令上の義務) 販売に供する食品は、法令に基づき、清潔で衛生的な取扱いが義務付けられています。一定品質の農産物を安定的に供給することも食の安心では重要なことです。 カビは環境中にごく普通に存在するため、設備内部のカビを取り除くだけでなく、新しいカビを持ち込んだり、カビを発生させない環境作りに取組みましょう。 【関係法令】 食品衛生法 【参考資料】 「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)について」(厚生労働省HP) 「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」(農林水産省HP) 「米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン」(農林水産省HP) 「食品安全:農産物」(農林水産省HP)	栽培後(収穫)	生産者	27	倒伏や病害虫による被害粒、高水分粒は仕分けして収穫をしましたか。	◇倒伏し泥がついたものや、病害虫の被害にあったものは、区別して収穫、乾燥を実施	○	7	
		栽培後(収穫)	産地	28	倒伏や病害虫による被害粒、高水分粒は仕分けして収穫するよう指導しましたか。		○		
		栽培後(乾燥)	生産者	29	倒伏や病害虫による被害粒、高水分粒は仕分けして乾燥をしましたか。		○		
		栽培後(乾燥)	産地	30	倒伏や病害虫による被害粒、高水分粒は仕分けして乾燥するよう指導しましたか。		○		
		栽培後(乾燥)	生産者	31	収穫後、すみやかに乾燥作業を開始しましたか。		◎		
		栽培後(乾燥)	産地	32	収穫後、すみやかに乾燥作業を行うよう指導しましたか。		◎		
		栽培後(貯蔵)	生産者	33	貯蔵倉庫内の温度、湿度、米の穀温、水分を定期的に確認しましたか。		◇貯蔵施設では、毎日定時に穀温を監視・記録し、穀温上昇の兆候が見られる場合は、直ちに貯蔵サイロ等ごとに全量ローテーションを実施 ◇施設の清掃(カビの栄養源となる米くずやほこりの除去)及び適切な補修による清潔な維持管理の実施 ◇建物内に熱や湿気がこもらないように、通風、換気し、設備内の乾燥の維持 等		○
		栽培後(貯蔵)	産地	34					○

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (米)

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン	
				No.	内容				
収穫後の農産物の管理	14. 収穫・調製・選別時の汚染や異物混入を防止する対策の実施 小石、プラスチック、金属片等の異物混入を未然防止するためには、収穫作業を丁寧に行うとともに、選別・出荷調製工程での十分な注意が必要です。 また、作業場などの整理整頓、清掃が十分でないと思われ混入があります。枯葉、枝、虫、髪の毛なども、衛生的でないので混入を未然に防止する必要があります。 穀類の場合は異種穀粒の混入も十分注意する必要があります。特にソバ等アレルギーの原因となりやすいものは、徹底して除去しなくてはなりません。また、異なる品種の穀類の混入などは品質の問題となりますので、作業、乾燥、調製、機械の清掃等を十分行う必要があります。	栽培後(収穫)	生産者	35	収穫作業の前に、機械や設備の清掃を行い、異品種や異物が混入していないか確認しましたか。	◇機械や設備の清掃を行い、異品種や異物が混入していないか確認 ◇作業場の整理、整頓、清掃 等	○	8	
		栽培後(収穫)	産地	36	収穫作業の前に、機械や設備の清掃を行い、異品種や異物が混入しないよう指導しましたか。				
		栽培後(乾燥)	生産者	37	乾燥作業の前に、機械や設備の清掃を行い、異品種や異物が混入していないか確認しましたか。				
		栽培後(乾燥)	産地	38	乾燥作業の前に、機械や設備の清掃を行い、異品種や異物が混入しないよう指導しましたか。				
		栽培後(貯蔵)	生産者	39	貯蔵作業の前に、機械や設備の清掃を行い、異品種や異物が混入していないか確認しましたか。				
		栽培後(貯蔵)	産地	40	貯蔵作業の前に、機械や設備の清掃を行い、異品種や異物が混入しないよう指導しましたか。				
		共通(安全対策)	生産者	41	飲食、喫煙は農作業や農作物に影響のない決められた場所でのみ行われましたか。				◇喫煙や飲食は指定された場所とする
		共通(安全対策)	産地	42	飲食、喫煙は農作業や農作物に影響のない決められた場所でのみ行うよう指導しましたか。				

(イ) 環境保全を目的とした取組

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (米)

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
農薬削減による環境負荷低減対策	15. 農薬の使用残が発生しないように必要量を秤量して散布液を調整 希釈等調整後の農薬や農薬散布機の洗浄水は河川等に流れ込むことが無いよう十分注意する必要があります。河川等の水を利用することで生産物が汚染することや、水生生物等に大きな影響を及ぼします。農薬は散布面積に合わせて調整し、ほ場で使いきるようにする必要があります。 【参考資料】 「農薬コーナー」(農林水産省HP)	栽培(防除)	生産者	43	農薬が残らないよう、散布面積から必要量を計算し散布液を調整しましたか。	◇散布面積から必要量を計算して、農薬の散布液を調製	○	9
		栽培(防除)	産地	44	生育時期や品種に応じた適切な農薬指導を行ないましたか。			

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
農薬削減による環境負荷低減対策	16. 水田からの農薬流出を防止する対策の実施 水田における農薬成分の流出は、河川環境に負荷を与えるばかりではなく、薬効低下にもつながります。水田からの農薬流出を防ぎましょう。 【参考資料】 「農薬コーナー」(農林水産省HP)	栽培(水管理)	生産者	45	代かき後の濁水や農薬・肥料施用直後の水田水を流出させませんでしたか。	◇農薬ラベルの止水に関する注意事項遵守。止水期間は1週間以上とする ◇畦塗、畦シートの利用等畦畔の整備による漏水防止 ◇降水量が多くなる恐れがある場合には農薬使用を中止等	◎	10
	17. 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり 農薬による防除を行う前に、作物の栽培方法全体を見渡し、病害虫、雑草が発生しにくい栽培環境を作ることで、農薬の使用回数を必要最低限にする努力が重要です。 【参考資料】 「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き」(農林水産省HP) 「環境保全型農業関連情報」(農林水産省HP) 「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針」(農林水産省HP)	栽培前(環境確認)	生産者	46	ほ場と周辺の適切な管理により、病害虫の発生しにくい環境づくりを行いましたか。	◇病害虫等の発生源となる植物の除去(畦畔の草刈等) ◇病害虫に抵抗性がある品種の導入 ◇ほ場及びほ場周辺の清掃等	○	11
	18. 発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施 防除は、病害虫・雑草による被害が生じると判断される場合に行うことが基本です。 防除の必要がない場合の農薬散布は、環境負荷低減やコスト削減のため避けましょう。	栽培(防除)	生産者	47	発生予察情報等を活用し、発生状況を把握した上で防除を行いましたか。	◇発生予察情報の入手や病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握した上で防除を実施	◎	12
		栽培(防除)	産地	48	予察状況等に応じた病害虫防除指導を行いましたか。	◇予察状況等に応じた病害虫防除指導を実施	○	
	19. 農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施 農薬と他の防除手段を適切に組み合わせることで、農薬による環境負荷を軽減できます。 【参考資料】 「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き」(農林水産省HP) 「環境保全型農業関連情報」(農林水産省HP) 「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針」(農林水産省HP)	栽培(防除)	生産者	49	農薬と農薬以外の防除手段を組み合わせ、農薬使用量の低減に努めましたか。	◇天敵、フェロモン剤等の生物農薬の使用 ◇除草用機械の利用 ◇マルチ栽培技術の導入等	○	13

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
肥料削減による環境負荷低減対策	<p>20. 土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法に則した施肥の実施</p> <p>作物は施用された肥料成分の全ては利用できないため、成分の一部は環境中に溶脱、流亡、揮散します。このため、過剰な施肥は生産コストの増加ばかりでなく、環境へ負荷を与えます。土壌診断の結果を踏まえた適正な施肥や、県の施肥基準等で示している施肥法に則した施肥を実施する必要があります。</p> <p>【参考資料】 「環境保全型農業関連情報」(農林水産省HP) 「減肥マニュアル」(農林水産省HP)</p>	栽培(施肥)	生産者	50	肥料は施肥基準等に基づいて施用しましたか。	<p>◇堆肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥設計、減肥マニュアル等に基づく減肥</p> <p>◇都道府県の施肥基準、JAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥</p> <p>◇施肥用機械・器具の点検・整備 等</p>	◎	15
	<p>【参考資料】 「環境保全型農業関連情報」(農林水産省HP) 「減肥マニュアル」(農林水産省HP)</p>	栽培(施肥)	産地	51	生育時期や品種に応じた適切な施肥の指導を行いましたか。	<p>◇土壌分析結果により適正施肥を指導</p> <p>◇生育時期や品種に応じた適切な施肥の指導を実施</p>	○	
	<p>21. 堆肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを使用</p> <p>家畜排泄物等の未処理での利用や未熟堆肥の利用は、堆肥中に存在する外来雑草種子の発芽・繁茂を招き、生態系の保全の観点からも問題があります。発酵熱による雑草種子の殺滅をすすめるため、家畜排泄物等の利用の際には堆肥化したものを利用しましょう。</p> <p>【参考資料】 「畜産環境対策」(農林水産省HP) 「農業技術の基本指針」(農林水産省HP)</p>	栽培前(土作り)	生産者	52	施用する堆肥は完熟堆肥を使用しましたか。	<p>◇切り返し等により、全体に空気が入るよう努めている</p> <p>◇副資材(例:もみがら、おがくず)の利用等により、水分を調整している</p> <p>◇70℃の発酵が数日間続くように努めている</p> <p>◇堆肥を購入する場合、完熟堆肥であることを確認している 等</p>	○	16
<p>22. 水田代かき後の濁水流山の防止対策の実施</p> <p>水田における農薬成分の流出は、河川環境に負荷を与えるばかりではなく、薬効低下にもつながります。田植時期における水田からの濁水の流出防止に努めましょう。</p> <p>【参考資料】 「環境保全型農業関連情報」(農林水産省HP)</p>	栽培(水管理)	生産者	53	代かき後の濁水や農薬・肥料施用直後の水田水を流出させませんでしたか。	<p>◇浅水の状態で代かきの実施</p> <p>◇畦塗、畦シートの利用 等</p>	◎	17	

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
土壌の管理	23. 堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施 堆肥等、有機物資材の投入は土壌の物理的、化学的及び生物的の性質を良好に保つ上で重要な役割を果たしています。原則として1年に1度は堆肥等を投入しましょう。 【参考資料】 「地力増進基本指針」(農林水産省HP) 「環境と調和のとれた農業生産活動規範」(農林水産省HP) 「環境保全型農業関連情報」(農林水産省HP)	栽培前(土作り)	生産者	54	堆肥など有機物の施用による土づくりを行いましたか。	◇標準的な堆肥基準に則した堆肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥の栽培 ◇輪作 ◇適切な土壌改良資材の選択・施用 等	◎	18
	24. 土壌の侵食を軽減する対策の実施 土壌は降雨や強風によって侵食を受けるため、放置すれば作物を健全に生育させるための作土層が失われていくこととなります。 土壌の性質によって侵食を受けやすい場合がありますので、土壌侵食を軽減する対策を実施しましょう。 【参考資料】 「地力増進基本指針」(農林水産省HP) 「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き」(農林水産省HP) 「環境保全型農業関連情報」(農林水産省HP)	栽培前(土作り)	生産者	55	(傾斜地や土壌の性質によって作土層が侵食される場合)土壌侵食を軽減する対策をとりましたか。	◇被覆作物の栽培 ◇植生帯の設置 ◇土壌の透水性改善(堆肥の施用等) ◇防風垣の設置 等	○	19
廃棄物の適正な処理、利用	25. 農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理(法令上の義務) 26. 農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避(法令上の義務) 農業生産活動に伴う廃棄物(廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬、農業機械等)の適正な処理や、不適切な焼却を回避することが法令で義務付けられています。廃棄物を業者委託により適正に処理し、記録を保存しましょう。 焼却によりダイオキシンの発生源になったり、放置すれば地下水や河川の汚染など環境に悪影響を与えることがあるので、業者委託により適正に処理し、記録を保存しましょう。 【関係法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 悪臭防止法 【参考資料】 「ごみの話」中「廃棄物の区分」(環境省HP) 「環境保全型農業関連情報」(農林水産省HP)	共通(他)	生産者	56	肥料袋、使用済みプラスチック、容器等の廃棄物を業者委託などにより適正に処理し、記録しましたか。	◇資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物(廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬等)の処理を委託	◎	20
		共通(他)	産地	57	肥料袋、使用済みプラスチック、容器等の廃棄物を業者委託などにより適正に処理し、記録するよう指導しましたか。	◇資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物(廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬等)の処理を委託	◎	21

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
廃棄物の適正な処理、利用	27. 作物残さ等の有機物のリサイクルの実施 作物残さは有機性資源として有効活用できるものですが、有効利用しない場合は廃棄物となり、環境負荷になり得るものです。作物残さは土作りや堆肥資材等の原料とすることが必要です。 【参考資料】 「環境保全型農業関連情報」(農林水産省HP)	栽培前(土作り)	生産者	58	稲わら等作物残さは、堆肥や飼料として利用したり、すき込んだりして、野焼きせず適正な処理をしましたか。	◇堆肥の原料、家畜の飼料、畜舎の敷料等の用途へ仕向け ◇ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き土作りに利用 等	◎	22
				59	機械や施設の効率的な運転を行い、燃料の節約に努めましたか。	◇機械、器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修 ◇適切な温度管理の実施 ◇不必要な照明の消灯 等	○	
エネルギーの節減対策	28. 施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減 化石燃料や電力の消費は二酸化炭素を発生します。施設・機械等の効率的な運用によって使用燃料等を節減すれば、生産コストを抑えるとともに環境負荷を軽減することに繋がります。 【参考資料】 「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き」(農林水産省HP) 「環境保全型農業関連情報」(農林水産省HP)	共通(他)	生産者	60	鳥獣害による農業等への被害が深刻な地域では、有害鳥獣による農業被害防止対策を実施しましたか。	(鳥獣害による農業等への被害が深刻な地域) ◇侵入防止柵の設置 ◇追い払い活動等の実施 等	○	23
				61	鳥獣による農業等への被害が深刻な地域では、有害鳥獣による農業被害防止対策を実施しましたか。	△		
生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	29. 鳥獣を引き寄せない取組等、鳥獣による農業被害防止対策の実施 鳥獣害による農業等への被害が深刻な状況にあることから、地域ぐるみでほ場に鳥獣を引き寄せない取組みを行ないましょう。 【関係法令】 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律 【参考資料】 「鳥獣被害対策コーナー」(農林水産省HP)	共通(他)	生産者	61	鳥獣による農業等への被害が深刻な地域では、有害鳥獣による農業被害防止対策を実施しましたか。	(鳥獣害による農業等への被害が深刻な地域) ◇侵入防止柵の設置 ◇追い払い活動等の実施 等	△	24

(ウ) 労働安全を目的とした取組

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (米)

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
危険作業等の把握	30. 農業生産活動における危険な作業等の把握 日ごろから作業手順、作業環境や危険箇所についてチェックし、作業現場の改善や危険箇所を表示するなど注意喚起しておく必要があります。特に作業者が自分だけであっても、危険作業を意識するために注意喚起しておくことは重要です。 【参考資料】 「農業安全のための指針について」(農林水産省HP) 「農業安全対策」(農林水産省HP) 「農業安全情報センター」(生研センターHP)	共通 (安全対策)	生産者	62	危険性の高い作業を把握し、事故を最小限にとどめるための対策をとりましたか。	◇危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所の把握 ◇農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制整備 等	○	25
				63	作業者は安全に作業するよう留意しましたか。	◇1日あたりの作業時間の設定と休憩の取得 ◇定期的な健康診断の受診 等	○	26
農作業従事者の制限	農作業を安全に実施するため、従事する者が日頃から健康管理に努める必要があります。 【参考資料】 「農業安全のための指針について」(農林水産省HP) 「農業安全対策」(農林水産省HP) 「農業安全情報センター」(生研センターHP)	共通 (安全対策)	産地	64	安全に作業するよう作業者に指導しましたか。	◇1日あたりの作業時間の設定と休憩の取得 ◇定期的な健康診断の受診 ◇酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等の制限 ◇高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担への配慮 ◇未熟な農作業者に対する熟練者による指導 等	○	
				65	作業者は、安全に作業を行うための服装や保護具を使用しましたか。	◇粉塵のある作業における防塵めがねや防塵マスク等の着用 ◇転倒、落下物等の危険性のある場所や道路走行時におけるヘルメットの着用 ◇飛散物が当たる危険性のある場所における保護メガネの着用 ◇高所作業時におけるヘルメット、滑りにくい靴、命綱等の着用 等	○	
服装及び保護具の着用	32. 安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管 農作業を安全に実施するためには、服装や保護具の着用、保管について留意する必要があります。 【参考資料】 「農業安全のための指針について」(農林水産省HP) 「農業安全対策」(農林水産省HP) 「農業安全情報センター」(生研センターHP)	共通 (安全対策)	産地	66	安全に作業を行なうための服装や保護具を着用するよう作業者に指導しましたか。	◇高所作業時におけるヘルメット、滑りにくい靴、命綱等の着用 等	○	27

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
作業環境への対応	33. 農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施 農作業を安全に行う上で、事故につながる恐れのある作業環境の改善の取組みを実施しましょう。 【参考資料】 「農作業安全のための指針について」(農林水産省HP)	共通 (安全対策)	生産者	67	危険箇所の注意を喚起し、できる限り作業環境の改善を図りましたか。	◇危険箇所の表示板設置 ◇農道における曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強 ◇ほ場出入り口における傾斜の緩和、幅広化等の実施 ◇暑熱環境における水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等の実施 等	○	28
		共通 (安全対策)	産地	68	危険箇所の注意を喚起し、できる限り作業環境の改善を図るよう指導しましたか。	◇危険箇所の表示板設置 ◇農道における曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強 ◇ほ場出入り口における傾斜の緩和、幅広化等の実施 ◇暑熱環境における水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等の実施 等	○	
機械等の導入・点検	34. 機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理 農作業の機械・装置・器具等は保守管理を徹底し、安全装置等の確認が必要です。 管理のための記録として運転日誌、点検・整備日誌等を作成し、年に一度程度は整備しておくことが重要です。また、安全装置をはずすなどの改造は、事故の原因となるので避けてください。 【参考資料】 「農作業安全のための指針について」(農林水産省HP) 「農作業安全対策」(農林水産省HP) 「農作業安全情報センター」(農林水産省HP)	共通 (安全対策)	生産者	69	作業前に、各機械の整備・点検、故障箇所の修理を行いましたか。	◇機械等の使用前の安全装置等の確認と未整備機械の使用禁止 ◇機械等において指定された定期交換部品の交換 ◇中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 等	○	29
		栽培後 (収穫)	生産者	70	収穫作業前に、各機械の整備・点検、故障箇所の修理を行いましたか。		○	
		栽培後 (乾燥)	生産者	71	乾燥、調製作業前に、各設備の整備・点検、故障箇所の修理を行いましたか。		◎	
機械等の利用	35. 機械、装置、器具等の適正な使用 誤った方法による機械の操作、使用は思わぬ事故につながる恐れがあります。 危険を回避するには、機械や施設等の取扱説明書を熟読し、適正な使用方法に心掛ける必要があります。 【参考資料】 「農作業安全のための指針について」(農林水産省HP) 「農作業安全対策」(農林水産省HP)	共通 (安全対策)	生産者	72	機械、施設の利用は、取扱説明書等をよく確認し、適正な操作を行いましたか。	◇機械等の取扱説明書の熟読、保管 等	○	30

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
農薬・燃料等の管理	36. 農薬、燃料等の適切な管理(法令上の義務を含む) 農薬や燃料は盗難にあつて犯罪に利用されたり、人が誤飲すると命に関わる事態となります。農作業を安全に行う上で、農薬、燃料等の適切な管理を行いましょ。 【関係法令】 毒物及び劇物取締法 消防法 【参考資料】 「農作業安全のための指針について」(農林水産省HP)	栽培(資材管理)	生産者	73	農薬は決められた場所に保管し、肥料等生産資材と隔離されていましたか。	◇保管場所を整理・整頓し、飛散・漏出防止対策を実施 ◇冷涼・乾燥し、部外者が立ち入らない場所での農薬の保管 ◇農薬の牛乳やジュース等の容器への移しかえの禁止等	◎	31
		栽培(資材管理)	生産者	74	毒劇物に該当する農薬は、鍵のかかる保管庫に保管し、分かるように表示していましたか。	◇毒劇物に指定されている農薬は、「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」等の表示をし、鍵のかかる保管庫に保管	◎	
		栽培(資材管理)	生産者	75	燃料は火気のない場所で保管し、燃料のそばで機械、工具の使用を避けましたか。	◇火気がなく部外者がみだりに立ち入らない場所での燃料の保管 ◇燃料のそばでの機械、工具の使用禁止 等	◎	
施設の管理・運営体制の整備	37. 施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化 施設の適正な管理、運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担を明確化しましょ。	栽培後(乾燥)	生産者	76	大規模乾燥調製貯蔵施設において、管理者とオペレータとの責任分担を明確に区分しましたか。	◇乾燥調製貯蔵施設において、管理者とオペレータとの責任分担を明確に区分	○	32
		栽培後(乾燥)	産地	77			○	
事故後の備え	38. 事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入(法令上の義務を含む) 事故後の農業生産の維持・継続に向けて、保険に加入しましょ。 【関係法令】 労働基準法 労働災害補償保険法 【参考資料】 「農作業安全のための指針について」(農林水産省HP)	共通(他)	生産者	78	労働者災害補償保険等に加入していましたか。	◇死亡やけがに備えた労働者災害補償保険等への加入 ◇第三者を巻き込んだ事故に備えた任意保険への加入	◎	33

(エ) 農業生産工程管理全般に係る取組

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (米)

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	39. 農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用 農林水産業の現場では、農業者等の努力により、多くの新しい技術が生み出されており、これらの技術を「知的財産」として認識することが重要です。 【参考資料】 「農業現場における知的財産取扱指針」(農林水産省HP) 「知的財産関係テキスト、指針」(農林水産省HP)	共通(他)	生産者	79	農業者自ら開発した技術や知的財産については、適切に保護するとともに、必要に応じて活用していますか。	◇技術内容等の文書化 ◇活用手段の適切な選択(権利化、秘匿、公開)等	○	34
	40. 登録品種の種苗の適切な使用(法令上の義務) 品種の開発には、開発者の専門的な知識や技術、多額の費用が必要です。そのため、種苗法は品種の育成の振興と種苗流通の適正化を図り、農林水産業の発展に寄与することを目的に定められています。 病害汚染防止も含め、品種登録のある品種の種苗を許諾業者等から購入し使用しましょう。 【関係法令】 種苗法	栽培(育苗)	生産者	80	登録種苗を適切に使用しましたか。	◇品種登録のある品種の種苗を、許諾のある業者等から購入	◎	35
情報の記録・保管	41. ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存 GAPに取組む際の基礎的な情報として、工程管理の対象となるほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存しましょう。	共通(記録)	生産者	81	ほ場の位置、面積等の情報を記録、保存していますか。	◇ほ場の位置、面積等の情報を記録、保存	○	36
	42. 農薬の使用に関する内容を記録し、保存 農業生産に伴う記録を残しておくことは、自らの安全・安心な生産の取組みの証明となります。 また、記録を残しておけば、有事の際迅速に対応できます。 【参考資料】 「環境と調和のとれた農業生産活動規範」(農林水産省HP)	栽培(資材管理)	生産者	82	農薬散布を記録し、在庫管理していますか。	◇記録事例 ・使用年月日 ・場所 ・農作物名 ・農薬名 ・希釈倍率 ・散布面積 ・散布量	◎	37
		栽培後(出荷)	生産者	83	出荷時に農薬散布記録を確認し、使用法等に誤りがないことを確認しましたか。	◇農薬の使用記録簿等で、適正に農薬が使用されたかを確認	◎	
栽培後(出荷)	産地	84	出荷時に記録を確認し、使用法等に誤りがないことを確認しましたか。	◇農薬の使用記録簿等で、適正に農薬が使用されたかを確認	◎			

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
情報の記録・保管	43. 肥料、堆肥、資材の使用に関する内容を記録し、保存 農業生産に伴う記録を残しておくことは、自らの安全・安心な生産の取組みの証明となります。 また、記録を残しておけば、有事の際迅速に対応できます。 【参考資料】 「環境と調和のとれた農業生産活動規範」(農林水産省HP)	栽培(資材管理)	生産者	85	肥料の使用記録を整理し、在庫管理をしていますか。	◇記録事例 ・使用年月日 ・場所 ・農作物名 ・肥料名 ・散布面積 ・散布量	◎	38
		栽培(資材管理)	生産者	86	堆肥、資材等の使用記録を整理し、在庫管理をしていますか。	◇記録事例 ・使用年月日 ・場所 ・農作物名 ・堆肥、資材名 ・散布面積 ・散布量	○	
	44. 種子・苗、肥料、農薬等の購入伝票等の保存。資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存。 点検や他者からの説明の求めに対し、過去の作物生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等が確認できる記録を保存することは不可欠です。また、有事の際の迅速な原因究明は、消費者や実需者の信頼確保にもつながります。 【参考資料】 「環境と調和のとれた農業生産活動規範」(農林水産省HP)	共通(記録)	生産者	87	種子・苗、農薬、肥料、堆肥の購入伝票等を保存し、生産履歴を記帳していますか。	◇種子・苗、農薬、肥料、堆肥の購入伝票等を保存 ◇当該ほ場で生産された農産物の生産履歴を記帳	◎	39
	45. 米穀等の取引等に関する内容の記録の作成・保存 農産物の取引に関する記録を残しておくことは、自らの安全・安心な生産の取組みの証明となります(米は法令上の義務)。取引等の記録の作成、保存を実施しましょう。	共通(記録)	生産者	88	米の取引等に関する内容の記録を作成、保存していますか。	◇米トレーサビリティ法に基づく記載例 (⑧は努力事項) ①名称(品目) ②産地(国産、福島県産等) ③数量 ④年月日(搬出入した日) ⑤取引先の名称 ⑥搬出入した場所 ⑦用途別米穀についてはその用途 ⑧保管の時の温度及び湿度、残留する農薬又は品位等についての検査を行った場合における当該検査の結果その他の食品としての安全性を欠くものの流通防止、表示の適正化又は適正かつ円滑な流通の確保に資する事項	◎	40

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
特定の米穀についての保管・処理	46. 用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管(法令上の義務) 47. 用途限定米穀、食用不適米穀の適切な販売・処分(法令上の義務) 法令上の義務として、米穀の出荷及び販売を行う事業者は、用途限定米、食用不適米穀について適切に保管、販売、処分を行わなければなりません。	栽培後(出荷)	生産者	89	必要に応じて、用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管、販売、処分を行っていますか。	◇包装またはフレコン等に入れた米を整然と積み上げて保管(区分保管) ◇票せんによる用途の掲示 ◇販売、譲渡した時の転用防止対策の実施 ◇廃棄又は食用に供しない物資の加工・製造用途への使用(食用不適米穀)等	◎	41 42
生産工程管理の実施	48. GAPの実施 GAPでは、食品安全をはじめ、環境保全、労働安全などの観点から注意すべき点検項目を定めるとともに、適正な農業生産のやり方を記録、検証して、農業生産の工程を管理します。 GAPを実施することで、安全な農産物を求める消費者、流通業者に対し、農産物の安全性確保の取組みを客観的に示すとともに、記録をもとに農作業の改善につながれば、コスト低減、品質向上なども期待できます。 【参考資料】 「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」(農林水産省HP)	共通(記録)	生産者	90	農業生産工程管理(GAP)により計画策定、実践・記録、点検・評価、改善を行っていますか。	◇取組例 ・栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目を策定 ・点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存 ・点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存 ・自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ・自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれか客観的な点検の仕組み等を活用	○	43
		共通(記録)	産地	91	生産者チェックシートを回収し、点検しましたか。	◇生産者自己点検チェックシートの回収、点検を実施	○	
		共通(記録)	産地	92	産地の責任者等は内部監査を実施しましたか。	◇産地は内部監査基準を策定し、年1回程度の実施	○	
		共通(記録)	産地	93	点検・監査結果を生産者へ報告するとともに、改善指導を行いましたか。	◇点検等で確認された改善が必要な点について生産者へ報告するとともに、改善指導を実施	○	
記録保存の期間	49. 記録の保存 生産・出荷に関する内容の記録・保存 農業生産に伴う記録を残しておくことは、自らの安全・安心な生産の取組みの証明となります。 また、記録を残しておけば、有事の際迅速に対応できます。	共通(記録)	生産者	94	農産物の生産および出荷に関する記録を一定期間保管していましたか。	◇農産物の出荷に関する記録については1~3年間(保存期間は取り扱う食品等の流通実態に応じて設定)保管 ◇農産物の出荷に関する記録以外の記録については、取扱先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保管	○	37 38 39 40 44
		共通(記録)	産地	95			○	
		共通(記録)	生産者	96	当該ほ場で生産された農産物の生産履歴(農作業の実施状況や農薬・肥料の使用等)を記録していましたか。	◇当該ほ場で生産された農産物の生産履歴を記帳	◎	
		共通(記録)	産地	97	生産履歴(農作業の実施状況や農薬・肥料の使用等)の内容を確認しましたか。	◇生産履歴(農作業の実施状況や農薬・肥料の使用等)の内容確認を実施	○	

区分	取組事項	作業 工程	対象	点検項目		取組例	レベ ル	ガイド ライン
				No.	内容			
記録保 存の期 間		共通 (他)	産地	98	残留農薬分析を定期的 に実施しましたか。	◇残留農薬分析を定期的 に実施	○	37 38 39
		共通 (他)	産地	99	出荷物に問題があつた 場合の対応マニュアルを 備えていますか。	◇出荷した農産物に事故 が発生した際の、回収・ 撤去・原因究明のための 緊急対応マニュアルが配 備	○	40 44
適切な 収穫作 業	50. 適期収穫による品質の保持 収穫時期を間違ふと収量や品質だけでなく、後々の調製作業にも影響をするため慎重に判断することが大切です。出穂期を確認の上、積算気温による成熟期予測等を参考に、収穫時期が遅れないよう注意しましょう。	栽培後 (収穫)	生産 者	100	適期収穫を行いましたか。	◇適期収穫を実施	◎	
研修会 への参 加	51. 研修会等への参加、情報等の習得 農産物の生産に伴う環境対策や、安定生産を行なうためには、これらに関する新たな知見と、適切な対処に必要な情報の収集に努めることが大切です。講習会、指導会等に積極的に参加し、必要な情報収集に努めましょう。	共通 (他)	生産 者	101	研修会参加やパンフレットなどによりGAP、病虫害防除基準、放射性物質対策等に関する情報を収集しましたか。	◇研修会参加やパンフレットなどにより情報を収集	◎	
		共通 (他)	生産 者	102	栽培マニュアル、栽培基準を読みましたか。	◇栽培マニュアル、栽培基準を読んでいる	◎	
種子の 消毒	52. 適切な種子消毒 種籾は、病気の原因となるカビや細菌に汚染されていることがあるので、種まきの前に種子を消毒します。農薬による消毒を行なう場合は、決められた薬剤と適正な使用量で種子消毒を実施しましょう。種籾をお湯に浸たす温湯種子消毒は、化学合成農薬ほど完全ではありませんので、処理条件等を守る必要があります。	栽培 (育苗)	生産 者	103	種子消毒を適切に実施しましたか。	◇播種時、決められた薬剤と適正な使用量を使用し種子消毒を実施 ◇処理条件を守り、温湯消毒を実施	○	

(オ) 放射性物質対策を目的とした取組

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (米)

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
ほ場準備及び汚染要因の把握	53. ほ場の放射線量と過去の玄米放射性セシウム検査結果の把握 県や市町村等が把握する土壌中の放射性セシウム濃度マップ等からほ場における放射性セシウム濃度を推定します。(ほ場の空間線量から土壌の放射性セシウム濃度を推定することもできます。) また、過去の米の全量全袋検査など放射性セシウムの検査結果を把握し、対策を立てることが重要です。 【参考資料】 「ふくしまからはじめよう。」農業技術情報(第26号) 「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策の指針」(福島県)	栽培前(環境確認)	生産者	104	ほ場の空間線量及び土壌の放射性セシウム濃度を把握していますか。	◇ほ場の空間線量及び土壌の放射性セシウム濃度を把握	○	
		栽培前(環境確認)	産地	105	地域の空間線量や土壌の放射性セシウム濃度を把握し、情報提供しましたか。	◇地域の空間線量や土壌の放射性セシウム濃度を把握 ◇必要に応じて情報提供、注意喚起を実施 等	○	
		栽培前(環境確認)	生産者	106	過去の玄米における放射性セシウム検査の結果を把握していますか。	◇過去の全量全袋検査結果などを把握	◎	
		栽培前(環境確認)	産地	107	過去の地域における玄米等放射性セシウム検査結果を把握し、生産者へ情報提供しましたか。	◇過去のモニタリング結果や全量全袋検査結果などを把握し、情報提供を実施	◎	
	54. ほ場周辺環境の放射線量及び濁水等流入リスクの把握 ほ場周辺環境の空間線量を把握するとともに、雨水等からの濁水流入のリスクがないか等を把握します。特に除染がされていない高濃度に汚染された山林に隣接するほ場においては注意が必要です。 【参考資料】 「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策の指針」(福島県)	栽培前(環境確認)	生産者	108	ほ場周辺環境の空間線量を把握しましたか。	◇山林に隣接するほ場においては周辺環境を含め念入りに空間線量を把握 等	○	
		栽培前(環境確認)	産地	109	ほ場に隣接する山林等周辺環境の放射線量を把握し、情報提供しましたか。	◇山林等周辺環境の放射線量を把握し、必要に応じて注意喚起を実施 等	○	
		栽培前(環境確認)	生産者	110	ほ場周辺に、森林等の線量が高い場所がある場合、降雨時に大量の濁水が流入するおそれはなかったですか。	((ほ場周辺に、森林等の線量が高い場所がある場合) ◇降雨時に濁水流入がないことを確認 等	△	
	55. ほ場内の落葉等の除去 樹林から飛散する落葉や落枝は、放射性セシウムを含む可能性があります。周辺に、森林や遊休地等の線量が高い場所がある場合、ほ場内に落葉等が堆積しないように心掛けましょう。	栽培前(環境確認)	生産者	111	ほ場周辺に、森林や遊休地等の線量が高い場所がある場合、そこから落葉やごみ等がほ場に入り込まないようになっていましたか。	((ほ場周辺に、森林等の線量が高い場所がある場合) ◇ほ場に落葉や落枝が堆積していない ◇ほ場周辺の樹林がほ場にせり出している場合は、せり出している枝の剪定等を実施 等	△	
	56. 玄米への放射性セシウム検出要因の理解と把握 国、県等の試験研究や調査結果から、カリウム不足の土壌や根張りの浅い水田などのほか、収穫乾燥調製時の機械清掃の不備や異物の混入などが原因で放射性セシウムが検出されることが明らかにされました。これら検出要因を理解しておくことが大切です。 【参考資料】 「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策の指針」(福島県) 「放射性セシウム濃度の高い米が発生する要因とその対策について」(農林水産省、福島県)	栽培前(環境確認)	生産者	112	玄米に放射性セシウムが高濃度に検出された要因について理解していますか。	◇県や市町村等が行う説明会や各種情報などから、放射性セシウムが検出される要因について把握	○	
		栽培前(環境確認)	産地	113	玄米に放射性セシウムが高濃度に検出された要因について理解し、情報提供等を行いましたか。	◇国、県等が行う研修会や各種情報などから、放射性セシウムが検出される要因を理解し、情報提供を実施	○	

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
ほ場準備及び汚染要因の把握	57. 作付制限、作付再開、全量生産出荷管理、全戸生産出荷管理の確認 国等の指示により水稻の作付制限や作付再開、全量生産出荷管理、全戸生産出荷管理などの制限が設けられる場合があります。これら区域内のほ場では自治体による計画的な管理を要することとなりますので、各自のほ場がこれに該当しないか確認をする必要があります。	栽培前 (環境確認)	生産者	114	作付制限、作付再開、全量生産出荷管理、全戸生産出荷管理に該当するかどうか確認しましたか。	◇作付制限、作付再開、全量生産出荷管理、全戸生産出荷管理に該当するかどうかを確認	◎	
		栽培前 (環境確認)	産地	115	作付制限、作付再開、全量生産出荷管理、全戸生産出荷管理に該当するかどうかを把握し、情報提供しましたか。	◇作付制限、作付再開、全量生産出荷管理、全戸生産出荷管理に該当するかどうかを把握し、情報提供を実施	◎	
農地の除染	58. 農地の除染 福島県では福島県農林地等除染基本方針に基づく農地の除染を進めてきましたが、玄米からの放射性セシウム検出を低減させるため、反転耕や深耕などの農地の除染対策に取り組ましよう。 【参考資料】 「福島県農林地等除染基本方針」(福島県) 「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策の指針」(福島県)	栽培前 (除染)	生産者	116	作土中の放射性セシウム濃度を下げ るため、農地の除染対策に取り組ま したか。	◇除染対策として、反転耕または深耕等を実施 等	△	
		栽培前 (除染)	産地	117			△	
土壌の管理	59. 表土除去で剥ぎ取った土壌の適切な管理 表土除去で剥ぎ取った土壌は、高濃度の放射性セシウムが含まれていますので取扱いに注意が必要です。防水シートなどで被覆し放射性セシウムが周囲へ飛散しないよう保管しましょう。 【参考資料】 「除染廃棄物関係ガイドライン」(環境省) 「市町村による除染実施ガイドライン」(原子力災害対策本部)	栽培前 (除染)	生産者	118	除染のために表土除去した土壌は適切に管理しましたか。	◇水が地下に浸透しないように遮水シートなどを設置 ◇雨水侵入防止や飛散防止のため、遮水シート等で被覆 ◇保管場所は掲示板やロープによる囲いの設置 等	△	
		栽培前 (除染)	産地	119	除染のために表土除去した土壌を適切に管理するように指導しましたか。	◇除染のために表土除去した土壌が適切に管理するように指導	△	

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
土壌の管理	60. 作土層の確保と丁寧な耕うん 耕うんにより、土壌の放射性セシウム濃度は、畑では深さによらず均一になりますが、水田では表層が高く下層が低いなど鉛直方向に濃度勾配がみられます。作土層が浅いと、土壌表層に放射性セシウムと根張りが集中するため、放射性セシウムを吸収しやすくなると考えられますので注意しましょう。 トラクター等でできるだけ深く耕うんし、作土層を拡大して根張りを改善することが重要です。 【参考資料】 「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策指針」(福島県) 「放射性セシウム濃度の高い米が発生する要因とその対策について」(農林水産省、福島県)	栽培前(土作り)	生産者	120	耕うんに当たっては、トラクター等を用い丁寧に実施しましたか。	◇放射性セシウムが少しでも希釈されるように、作土層をできるだけ確保するため可能な限り深耕を実施	○	
	61. 土壌pHの調整 土壌のpHが低いと放射性セシウムの溶出が多くなると考えられます。 水稲栽培では、一般に水田土壌pHの改良目標は5.5～6.5です。この基準値よりも低いpHのほ場には石灰質肥料等の土づくり肥料を投入しましょう。 【参考資料】 「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策指針」(福島県)	栽培(施肥)	生産者	121	ほ場の土壌は、適正なpH(5.5～6.5)でしたか。	◇土壌のpHは、基準値(5.5～6.5)を確保 ◇基準値以下の場合、石灰質肥料等の投入を実施	○	
	62. 土壌改良資材の利用 土壌改良資材の施用は、カリウム等塩基の保肥力を改善し、カリウムの施用効果を高めます。また、土壌改良資材自身からのカリウムの供給も期待できます。土壌改良資材の施用後は、土壌と十分接触するよう丁寧に耕うんしましょう。 【参考資料】 「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策指針」(福島県) 「放射性セシウム濃度の高い米が発生する要因とその対策について」(農林水産省、福島県)	栽培前(土作り)	生産者	122	土壌や環境条件等から高濃度の放射性セシウム検出の恐れがあるほ場では、ゼオライトやバーミキュライト等土壌改良資材を施用しましたか。	(土壌や環境条件等から高濃度の放射性セシウム検出のおそれがあるほ場) ◇土壌改良資材(ゼオライト、バーミキュライト等)を施用	△	
		栽培前(土作り)	産地	123	土壌や環境条件等から高濃度の放射性セシウム検出の恐れがある地域では、ゼオライトやバーミキュライトの施用が効果的であることを理解し、利用促進しましたか。	◇土壌や環境条件等から高濃度の放射性セシウム検出のおそれがある地域を把握し、カリウム施肥と併せた土壌改良資材(ゼオライト、バーミキュライト等)の施用を促進	△	

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
土壌の管理	63. 稲わらの還元 長期間稲わらを還元していないほ場では、土壌中の交換性カリウム含量が少なくなり放射性セシウムが吸収されやすくなります。稲わらにはたくさんのカリウムやけい酸を含みますので、ほ場に還元することで土壌中の交換性カリウムやけい酸分の維持を図ることができ、カリウムによる放射性セシウムの吸収抑制対策及びけい酸による土づくりの効果が期待できます。 【参考資料】 「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策指針」(福島県) 「がんばろう ふくしま！」農業技術情報(第34号) 「放射性セシウム濃度の高い米が発生する要因とその対策について」(農林水産省、福島県)	栽培前(土作り)	生産者	124	ほ場に稲わらを還元しましたか。稲わらを還元していない場合、カリウム施肥を適正に実施しましたか。	◇ほ場に稲わら還元を実施 ◇稲わらを還元していない場合、カリウムを含め適正な施肥を実施 等	◎	
資材の利用	64. 暫定許容値を超える肥料・土壌改良資材・培土の利用の回避 農業生産に利用できる肥料、土壌改良資材、培土は、放射性セシウムの暫定許容値(400Bq/kg)を超えていないものと定まっています。 肥料・土壌改良資材・培土を購入・譲り受けた際に、販売業者・譲渡者に放射性セシウムの暫定許容値を超えていないことを確認して使用しましょう。 【参考資料】 「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」(平成23年8月1日付け23消安第2444号等、農林水産省消費・安全局長等通知) 「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策指針」(福島県) 「がんばろう ふくしま！」農業技術情報(第15号)	栽培(資材管理)	生産者	125	放射性セシウムの暫定許容値(400Bq/kg)を超える肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等の利用はしませんでしたか。	◇肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等を購入したり譲り受けた時、販売業者・譲渡者に暫定許容値(400Bq/kg)を超えていないことを確認 ◇暫定許容値(400Bq/kg)を超えた肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等は、使用していない	◎	
		栽培(資材管理)	産地	126	放射性セシウムの暫定許容値(400Bq/kg)を超える肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等の利用はしないよう指導しましたか。	◇肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等を購入したり譲り受けた時、販売業者・譲渡者に暫定許容値(400Bq/kg)を超えていないことを確認することを指導 ◇暫定許容値(400Bq/kg)を超えた肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等は、使用しないことを指導	◎	
	65. 原発事故時に使用していた資材等の再使用の中止 原発事故時に屋外にあった資材には、降下した放射性セシウムが付着している可能性があります。事故時に屋外にあった資材は、使用しないように注意しましょう。	栽培(資材管理)	生産者	127	原発事故時、屋外にあった資材は使用しませんでしたか。	◇被覆資材等を使用する場合は、原発事故時、屋外にあった資材を使用していない	◎	
栽培(資材管理)		産地	128	原発事故時、屋外にあった資材は使用しないよう指導しましたか。	◇原発事故時、屋外にあった資材は使用しないよう指導	○		

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
農業用水の管理	66. 農業用水の安全確保 貯水槽、タンクは放射性セシウムが低下し、汚染されている可能性があります。かん水や農薬散布、葉面散布に使用する場合には、貯水槽やタンクを洗浄し、汚染のない水を使用しましょう。	栽培(水管理)	生産者	129	農業用水の安全性は確認しましたか。	◇かん水や防除には、水道水など放射性セシウム汚染のおそれのない水を利用 ◇貯水槽・タンクを洗浄し、放射性セシウムに汚染されていない水であることを確認	○	
		栽培(水管理)	産地	130	農業用水の安全性は確認しましたか。	◇かん水や防除には、水道水など放射性セシウム汚染のおそれのない水を利用 ◇貯水槽・タンクを洗浄し、放射性セシウムに汚染されていない水であることを確認	○	
		栽培(水管理)	生産者	131	堀払いで上げた土砂等が、再び水路に入らないよう措置していましたか。	◇堀払いをした後、あげた土砂等が再び水路に入らないよう措置	○	
	67. 農業用水の濁水利用の回避 濁水には、有機物等に付着する放射性セシウムが含まれている可能性があります。農業用水に利用する場合は、ため池の底に貯まった懸濁物等の混入を回避し、大雨や洪水等の濁水は利用しないよう注意しましょう。 【参考資料】 「ため池の水質等について」(平成24年4月2日付け23農振2873号農村振興局整備部防災課長通知) 「汚染状況重点調査地域における農業用排水路等の維持管理について」(平成24年4月12日付け24農振第141号農村振興局整備部土地改良企画課長等通知) 「放射性セシウム濃度の高い米が発生する要因とその対策について」(農林水産省、福島県)	栽培前(水確認)	生産者	132	大雨時には、山からの直接流入や、水路から濁水や土砂がほ場へ入らないように、防止策をとりましたか。	◇大雨時には、山から直接水が入らないように防止策をとっている。 ◇大雨時に濁水が流入しないよう、迂回路や調整池の設置、排水溝、畦畔補強等の対策の実施	△	
		栽培(水管理)	生産者	133	農業用水の安全性は確認しましたか。	◇ため池からの農業用水の利用時は、放射性セシウムを含まないように、下層の泥等が混入しないように努めている	○	
肥培管理	68. カリウムの適切な施用 米の放射性セシウムの吸収抑制にはカリウム施用の効果が高いので、放射性セシウムの検出が疑われる地域においては、米の全袋検査結果等を踏まえ、作付前の土壌の交換性カリウム含量を25mg/100g以上確保するよう、施用の徹底を図りましょう。 なお、カリウム肥料は塩化カリウムが効果的であること、施用時期は基肥重点とすること、やむを得ず追肥とする場合には分けつ期までに終了することなどに留意してください。 【参考資料】 「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策指針」(福島県) 「ふくしまからはじめよう。」農業技術情報第34号 「放射性セシウム濃度の高い米が発生する要因とその対策について」(農林水産省、福島県)	栽培前(環境確認)	生産者	134	土壌の交換性カリウム含量を把握しましたか。	◇土壌分析等により、土壌の交換性カリウム含量を把握	○	
		栽培(施肥)	生産者	135	放射性セシウム対策を考慮し適切なカリウム施肥を行いましたか。	◇土壌分析等に基づき、交換性カリウム含量が25mg/100g以上を確保するよう塩化カリウム等で適正なカリウム施肥を実施 ◇土壌分析は困難だったが、米の全袋検査結果や地域の状況を考慮し、慣行施肥に塩化カリウム等の上乗せ施肥を実施	◎	
		栽培(施肥)	産地	136	放射性セシウム対策を考慮したカリウム施肥を指導しましたか。	◇過去の米の放射性セシウム検査結果を踏まえ、地域における土壌の交換性カリウム含量を考慮し、適切なカリウム施肥を指導している。	○	

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
栽培から収穫、出荷までの管理	69. 倒伏防止対策による土壌等の付着予防 農産物に土壌等が付着すると、放射性セシウムに汚染される可能性があります。倒伏により稲体に土壌等が付着しないよう、倒伏の予防に努めましょう。 【参考資料】 「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策指針」(福島県)	栽培(施肥)	生産者	137	中干しの実施や生育診断に基づく肥培管理など、倒伏防止対策に配慮しましたか。	◇倒伏防止のため中干しを実施し、健全な稲体の維持と地耐力の向上に努めた ◇草丈や葉色に基づく生育診断を実施し、倒伏の危険を回避した穂肥の実施 等	○	
	70. 収穫・乾燥・調製時における土壌や異物の混入防止 乾燥調製作業の工程において、健全な玄米が外部から持ち込まれた土ほこりや異物、汚染された籾摺機等の使用によって放射性セシウムに汚染されることが明らかとなっています。このような交差汚染を防止するため、収穫・乾燥・調製作業時には外部からの放射性セシウム持込みをしないよう注意しましょう。 【参考資料】 「農産物への異物混入の防止の徹底について」(平成24年10月5日付け24生産第1823号生産局農産部穀物課長、園芸作物課長、地域作物課長、技術普及課長通知) 「米の生産現場において留意すべきポイント」(農林水産省、平成24年9月6日現在) 「ふくしまからはじめよう。」農業技術情報第34号 「放射性セシウム濃度の高い米が発生する要因とその対策について」(農林水産省、福島県)	栽培後(収穫)	生産者	138	収穫時の土の持込みを防止するため、籾が土に触れないように刈取作業を実施しましたか。	◇コンバイン等の刈り高を適切に設定 ◇土壌を巻き上げないよう慎重に作業を実施 ◇倒伏が著しい場合は他のほ場と区別して収穫を実施 ◇収穫作業は雨天時を避けて実施	○	
	栽培後(収穫)	生産者	139	農業機械や運搬車輛を利用する場合は、土やほこりが残っていないように清掃を実施しましたか。	◇トラクターやコンバイン等の格納時には足回りの洗浄・清掃を実施	◎		
	栽培後(収穫)	生産者	140	調製作業(籾摺り、選別、計量・袋詰め)前には使用前点検・清掃の徹底を図るなど、異物やゴミの混入に注意しましたか。	◇籾摺機や選別機など直接玄米に触れる農機具については使用前点検・清掃の徹底を図っている ◇異物やゴミの混入がないよう作業場の清掃に努めている ◇床にこぼれた籾は籾摺機に再投入しないようにしている	○		
	栽培後(収穫)	生産者	141	一度使用した米袋やフレコンバックを再利用する場合は、汚れやゴミ等の付着がないことを確認していましたか。	◇原子力発電所事故前から利用されている米袋等は使用していない ◇汚れやゴミが付着した米袋等は利用していない	○		
	栽培後(出荷)	生産者	142	出荷可能となった地域であるかを確認しましたか。	◇出荷可能となった地域であるかを確認	◎		
	栽培後(出荷)	生産者	143	放射性セシウムの全量全袋検査を受検し、基準値以下であることを確認しましたか。	◇放射性セシウムの全量全袋検査を受検し、基準値以下であることを確認	◎		
	71. 出荷前の自主検査等による安全性の確認 出荷前に生産した農産物の放射性セシウム濃度を確認することは、生産地の責任として重要です。モニタリング検査や全量全袋検査等で、放射性セシウム濃度を確認してから出荷しましょう。	栽培後(出荷)	生産者	144	放射性セシウムの全量全袋検査が終わるまでの間、収穫物を保管場所で管理しましたか。	◇放射性セシウムの全量全袋検査が終わるまでの間、収穫物をあらかじめ決められた保管場所で確実に管理 ◇全量全袋検査が終わった米と未検査の米の保管場所を別にするなどの混入防止措置を実施	◎	
	栽培後(出荷)	産地	145	生産物の安全性を確認して出荷しましたか。	◇生産物の安全性を確認して出荷	◎		

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
農作業時の安全確保	72. 放射性物質が含まれる可能性のある粉じんの吸入、土壌・水との接触の回避 事故で降下した放射性セシウムは、土壌の微細な粒子等粉じんに付着している可能性があります。作業者は、農作業時に巻き上がる粉塵を吸引等しないように注意しましょう。 【参考資料】 「平成24年農業技術の基本指針(別紙)平成24年における原子力災害への対応」(平成24年3月、農林水産省)	共通(安全対策)	生産者	146	農作業により巻き上がる粉じんや土壌の吸入や接触を回避しましたか。	◇乾燥時の耕うんや草刈りの作業等で粉じんを吸入するおそれがある場合、皮膚や顔が露出しないよう、なるべく帽子、マスク、長袖、長ズボン、ゴム手袋、ゴム長靴等を着用 ◇農作業後は手足、顔等の露出部分を洗浄 ◇屋外作業後に、屋内作業を行う場合は、服を着替えるなどして、屋内にちり、ほこり等を持ち込まないようにしている	○	
					共通(安全対策)	産地	147	農作業時に巻き上がる粉じんや土壌の吸引、接触を回避するよう指導を行いましたか。

イ 点検項目リスト(生産者・米)
(ア) 栽培前

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (米・生産者)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
環境確認	1	ほ場及びその周辺環境で、廃棄物等、農産物に危害を及ぼす要因がないことを確認しましたか。		◇ほ場及び隣接地の従前及び現在の用途の確認 ◇廃棄物をほ場やその周辺に放置しない ◇土壌分析の実施 等	○	1	1
	2	ほ場と周辺の適切な管理により、病害虫の発生しにくい環境づくりを行いましたか。		◇病害虫等の発生源となる植物の除去(畦畔の草刈等) ◇病害虫に抵抗性がある品種の導入 ◇ほ場及びほ場周辺の清掃 等	○	46	11
	3	過去に生産された米穀や農地のカドミウム濃度を把握していますか。		◇土壌分析を実施し、カドミウム濃度を把握 ◇過去に生産した米のカドミウム濃度を把握	○	14	6
	4	ほ場の空間線量及び土壌の放射性セシウム濃度を把握していますか。		◇ほ場の空間線量及び土壌の放射性セシウム濃度を把握	○	104	
	5	ほ場周辺環境の空間線量を把握しましたか。		◇山林に隣接するほ場においては周辺環境を含め念入りに空間線量を把握 等	○	108	
	6	過去の玄米における放射性セシウム検査の結果を把握していますか。		◇過去の全量全袋検査結果などを把握	◎	106	
	7	土壌の交換性カリウム含量を把握しましたか。		◇土壌分析等により、土壌の交換性カリウム含量を把握	○	134	
	8	玄米に放射性セシウムが高濃度に検出された要因について理解していますか。		◇県や市町村等が行う説明会や各種情報などから、放射性セシウムが検出される要因について把握	○	112	
	9	作付制限、作付再開、全量生産出荷管理、全戸生産出荷管理に該当するかどうか確認しましたか。		◇作付制限、作付再開、全量生産出荷管理、全戸生産出荷管理に該当するかどうかを確認	◎	114	
	10	ほ場周辺に、森林等の線量が高い場所がある場合、降雨時に大量の濁水が流入するおそれはなかったですか。		(ほ場周辺に、森林等の線量が高い場所がある場合) ◇降雨時に濁水流入がないことを確認 等	△	110	
	11	ほ場周辺に、森林や遊休地等の線量が高い場所がある場合、そこから落葉やごみ等がほ場に入り込まないようになっていましたか。		(ほ場周辺に、森林等の線量が高い場所がある場合) ◇ほ場に落葉や落枝が堆積していない ◇ほ場周辺の樹林がほ場にせり出している場合は、せり出している枝の剪定等を実施 等	△	111	
除染	12	作土中の放射性セシウム濃度を下げするため、農地の除染対策に取り組みましたか。		◇除染対策として、反転耕または深耕等を実施 等	△	116	
	13	除染のために表土除去した土壌は適切に管理しましたか。		◇水が地下に浸透しないように遮水シートなどを設置 ◇雨水侵入防止や飛散防止のため、遮水シート等で被覆 ◇保管場所は掲示板やロープによる囲いの設置 等	△	118	
土作り	14	ほ場に稲わらを還元しましたか。稲わらを還元していない場合、カリウム施肥を適正に実施しましたか。		◇ほ場に稲わら還元を実施 ◇稲わらを還元していない場合、カリウムを含め適正な施肥を実施	◎	54 124	
	15	土壌や環境条件等から高濃度の放射性セシウム検出の恐れがあるほ場では、ゼオライトやバーミキュライト等土壌改良資材を施用しましたか。		(土壌や環境条件等から高濃度の放射性セシウム検出のおそれがあるほ場) ◇土壌改良資材(ゼオライト、バーミキュライト等)を施用	△	122	

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (米・生産者)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
土作り	16	堆肥など有機物の施用による土づくりを行いましたか。		◇標準的な堆肥基準に則した堆肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥の栽培 ◇輪作 ◇適切な土壌改良資材の選択・施用 等	◎	54	18
	17	施用する堆肥は完熟堆肥を使用しましたか。		◇切り返し等により、全体に空気が入るよう努めている ◇副資材(例:もみがら、おがくず)の利用等により、水分を調整している ◇70℃の発酵が数日間続くように努めている ◇堆肥を購入する場合、完熟堆肥であることを確認している 等	○	52	16
	18	稲わら等作物残さは、堆肥や飼料として利用したり、すき込んだりして、野焼きせず適正な処理をしましたか。		◇堆肥の原料、家畜の飼料、畜舎の敷料等の用途へ仕向け ◇ほ場に残すと病虫害がまん延する場合などを除き土作りに利用 等	◎	58	22
	19	耕うんに当たっては、トラクター等を用い丁寧に実施しましたか。		◇放射性セシウムが少しでも希釈されるように、作土層をできるだけ確保するため可能な限り深耕を実施	○	120	
	20	(傾斜地や土壌の性質によって作土層が浸食される場合)土壌浸食を軽減する対策をとりましたか。		◇被覆作物の栽培 ◇植生帯の設置 ◇土壌の透水性改善(堆肥の施用等) ◇防風垣の設置 等	○	55	19
水確認	21	用水の取水地(河川、地下水、ため池等)を知っていますか。また、有害物質等による汚染はないか確認しましたか。		◇用水の取水地(河川、地下水、ため池等)の確認 ◇堆肥の製造、保管場所から原料等の流出防止 ◇大雨時、汚水の流れ込みを防ぎ、速やかな排水の実施 等	◎	2	1
	22	大雨時には、山からの直接流入や、水路から濁水や土砂がほ場へ入らないように、防止策をとりましたか。		◇大雨時には、山から直接水が入らないように防止策をとっている。 ◇大雨時に濁水が流入しないよう、迂回路や調整池の設置、排水溝、畦 畔補強等の対策の実施	△	132	

(イ) 栽培

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (米・生産者)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
育苗	23	種子消毒を適切に実施しましたか。		◇播種時、決められた薬剤と適正な使用量を使用し種子消毒を実施 ◇処理条件を守り、温湯消毒を実施	○	103	
	24	登録種苗を適切に使用しましたか。		◇品種登録のある品種の種苗を、許諾のある業者等から購入	◎	80	35
	25	農薬を使用する前に、容器や袋に表示されている表示内容を確認しましたか。		◇容器等の下記表示内容を確認して使用 ・農薬を使用できる農作物の種類 ・農薬の使用量 ・農薬の希釈倍数 ・農薬を使用する時期(収穫前の使用禁止期間) ・農作物に対して農薬を使用できる回数(使用前に記録簿を確認) ・農薬の有効期限(有効期限を過ぎた農薬は使用しない) ・農薬の使用上の注意	◎	6	4
施肥	26	ほ場の土壌は、適正なpH(5.5～6.5)でしたか。		◇土壌のpHは、基準値(5.5～6.5)を確保 ◇基準値以下の場合、石灰質肥料等の投入を実施	○	121	

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
施肥	27	肥料は施肥基準等に基づいて施用しましたか。		◇堆肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥設計、減肥マニュアル等に基づく減肥 ◇都道府県の施肥基準、JAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥 ◇施肥用機械・器具の点検・整備 等	◎	50	15
	28	放射性セシウム対策を考慮し適切なカリウム施肥を行いましたか。		◇土壌分析等に基づき、交換性カリウム含量が25mg/100g以上を確保するよう塩化カリウム等で適正なカリウム施肥を実施 ◇土壌分析は困難だったが、米の全袋検査結果や地域の状況を考慮し、慣行施肥に塩化カリウム等の上乘せ施肥を実施	◎	135	
	29	中干しの実施や生育診断に基づく肥培管理など、倒伏防止対策に配慮しましたか。		◇倒伏防止のため中干しを実施し、健全な稲体の維持と地耐力の向上に努めた ◇草丈や葉色に基づく生育診断を実施し、倒伏の危険を回避した穂肥の実施 等	○	137	
防除	30	散布前に隣接した農地の栽培者や住民等へ周知しましたか。		◇農薬を散布する場合に、隣接した農地の栽培者や近隣住民等への事前の周知	○	12	5 14
	31	発生予察情報等を活用し、発生状況を把握した上で防除を行いましたか。		◇発生予察情報の入手や病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握した上で防除を実施	◎	47	12
	32	農薬と農薬以外の防除手段を組み合わせ、農薬使用量の低減に努めましたか。		◇天敵、フェロモン剤等の生物農薬の使用 ◇除草用機械の利用 ◇マルチ栽培技術の導入 等	○	49	13
	33	登録を確認して農薬を使用しましたか。		◇使用する農薬の登録番号の有無を確認	◎	4	2
	34	農薬が残らないよう、散布面積から必要量を計算し散布液を調整しましたか。		◇散布面積から必要量を計算して、農薬の散布液を調製	○	43	9
	35	農薬散布前には防除器具の点検を行い、十分に洗浄されていることを確認しましたか。また、農薬の使用後は十分に洗浄を行いましたか。		◇農薬の散布前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄されていることを確認 ◇農薬の使用後には、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性のある箇所を、特に注意して洗浄	◎	5	3
	36	農薬散布時には周囲への影響が少ない散布法を実施しましたか。		◇病害虫の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめた農薬を散布 ◇近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布 ◇飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具を選択 ◇風向きを考慮したノズルの向きの決定 等	◎	11	5 14

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
資材管理	37	肥料の使用記録を整理し、在庫管理をしていますか。		◇記録事例 ・使用年月日 ・場所 ・農作物名 ・肥料名 ・散布面積 ・散布量	◎	85	38
	38	堆肥、資材等の使用記録を整理し、在庫管理をしていますか。		◇記録事例 ・使用年月日 ・場所 ・農作物名 ・堆肥、資材名 ・散布面積 ・散布量	○	86	38
	39	農薬は決められた場所に保管し、肥料等生産資材と隔離されていますか。		◇保管場所を整理・整頓し、飛散・漏出防止対策を実施 ◇冷涼・乾燥し、部外者が立ち入らない場所での農薬の保管 ◇農薬の牛乳やジュース等の容器への移しかえの禁止等	◎	73	31
	40	毒劇物に該当する農薬は、鍵のかかる保管庫に保管し、分かるように表示していますか。		◇毒劇物に指定されている農薬は、容器・貯蔵場所へ「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」等の表示し、鍵のかかる保管庫に表示	◎	74	31
	41	農薬散布を記録し、在庫管理していますか。		◇記録事例 ・使用年月日 ・場所 ・農作物名 ・農薬名 ・希釈倍率 ・散布面積 ・散布量	◎	82	37
	42	燃料は火気のない場所で保管し、燃料のそばで機械、工具の使用を避けましたか。		◇火気がなく部外者がみだりに立ち入らない場所での燃料の保管 ◇燃料のそばでの機械、工具の使用禁止 等	◎	75	31
	43	放射性セシウムの暫定許容値(400Bq/kg)を超える肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等の利用はしませんでしたか。		◇肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等を購入したり譲り受けた時、販売業者・譲渡者に暫定許容値(400Bq/kg)を超えていないことを確認 ◇暫定許容値(400Bq/kg)を超えた肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等は、使用していない	◎	125	
	44	原発事故時、屋外にあった資材は使用しませんでしたか。		◇被覆資材等を使用する場合は、原発事故時、屋外にあった資材を使用していない	◎	127	
水管理	45	農業用水の安全性は確認しましたか。		◇かん水や防除には、水道水など放射性セシウム汚染のおそれのない水を利用 ◇貯水槽・タンクを洗浄し、放射性セシウムに汚染されていない水であることを確認 ◇ため池からの農業用水の利用時は、放射性セシウムを含まないように、下層の泥等が混入しないように努めている 等	○	129 133	

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (米・生産者)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
水管理	46	代かき後の濁水や農薬・肥料施用直後の水田水を流出させませんでしたか。		◇農薬ラベルの止水に関する注意事項遵守。止水期間は1週間以上とする ◇畦塗、畦シートの利用等畦畔の整備による漏水防止 ◇降水量が多くなる恐れがある場合には農薬使用を中止 ◇浅水の状態での代かきの実施 等	◎	45 53	10 17
	47	高カドミウム米が生産される可能性がある地域では、出穂前後3週間は継続して湛水状態を実施しましたか。		(高カドミウム米が生産される可能性がある地域) ◇出穂前後3週間は継続して湛水状態 ◇客土による汚染土壌の除去 ◇吸収しにくい作物への転換 等	△	16	6
	48	堀払いで上げた土砂等が、再び用水路に入らないよう措置していましたか。		◇堀払いをした後、あげた土砂等が再び用水路に入らないよう措置	○	131	

(ウ) 栽培後

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (米・生産者)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
収穫	49	適期収穫を行いましたか。		◇適期収穫を実施	◎	100	
	50	農薬使用時から収穫期までの日数(収穫前日数)を確認しましたか。		◇容器等の下記表示内容を確認 ・刈り取り日を決定する前に、表示内容の使用時期(収穫前使用可能日数)と実際の農薬散布日を確認	◎	8	4
	51	収穫作業前に、各機械の整備・点検、故障箇所の修理を行いましたか。		◇機械等の使用前の安全装置等の確認と未整備機械の使用禁止 ◇機械等において指定された定期交換部品の交換 ◇中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 等	○	70	29
	52	収穫作業の前に、機械や設備の清掃を行い、異品種や異物が混入していないか確認しましたか。		◇機械や設備の清掃を行い、異品種や異物が混入していないか確認 ◇作業場の整理、整頓、清掃 等	○	35	8
	53	農機具や収穫容器等は衛生的に使用しましたか。		◇トラクターや運搬車両等の農機は、表面についた土壌等を洗浄 ◇コンテナ等の収穫容器は、定期的に洗浄 ◇コンテナ等の収穫容器が、地面に直接触れないようにシートを敷く ◇コンテナ等の収穫容器の中に敷物を入れて使用 等	○	22	
	54	農業機械や運搬車両を利用する場合は、土やほこりが残っていないように清掃を実施しましたか。		◇トラクターやコンバイン等の格納時には足回りの洗浄・清掃を実施	◎	139	
	55	一度使用した米袋やフレコンバックを再利用する場合は、汚れやゴミ等の付着がないことを確認していましたか。		◇原子力発電所事故前から利用されている米袋等は使用していない ◇汚れやゴミが付着した米袋等は利用していない	○	141	
	56	収穫時の土の持込みを防止するため、籾が土に触れないように刈取作業を実施しましたか。		◇コンバイン等の刈り高を適切に設定 ◇土壌を巻き上げないよう慎重に作業を実施 ◇倒伏が著しい場合は他のほ場と区別して収穫を実施 ◇収穫作業は雨天時を避けて実施	○	138	
	57	倒伏や病害虫による被害籾、高水分籾は仕分けして収穫をしましたか。		◇倒伏し泥がついたものや、病害虫の被害にあったものは、区別して収穫、乾燥を実施	○	27	7

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
収穫	58	調製作業(籾摺り、選別、計量・袋詰め)前には使用前点検・清掃の徹底を図るなど、異物やゴミの混入に注意しましたか。		◇籾摺機や選別機など直接玄米に触れる農機具については使用前点検・清掃の徹底を図っている ◇異物やゴミの混入がないよう作業場の清掃に努めている ◇床にこぼれた籾は籾摺機に再投入しないようにしている	○	140	
乾燥	59	乾燥作業の前に、機械や設備の清掃を行い、異品種や異物が混入していないか確認しましたか。		◇機械や設備の清掃を行い、異品種や異物が混入していないか確認 ◇作業場の整理、整頓、清掃 等	○	37	8
	60	乾燥、調製作業前に、各設備の整備・点検、故障箇所の修理を行いましたか。		◇機械等の使用前の安全装置等の確認と未整備機械の使用禁止 ◇機械等において指定された定期交換部品の交換 ◇中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 等	◎	71	29
	61	収穫後、すみやかに乾燥作業を開始しましたか。		◇乾燥調製施設では、高水分籾の長時間放置によるヤケ米の発生等品質事故を防ぐため、貯蔵可能な水分含有率まで速やかに乾燥を実施 ◇乾減率は0.8%以下で実施	◎	31	7
	62	倒伏や病害虫による被害籾、高水分籾は仕分けして乾燥をしましたか。		◇倒伏し泥がついたものや、病害虫の被害にあったものは、区別して収穫、乾燥を実施	○	29	7
	63	大規模乾燥調製貯蔵施設において、管理者とオペレータとの責任分担を明確に区分しましたか。		◇乾燥調製貯蔵施設において、管理者とオペレータとの責任分担を明確に区分	○	76	32
貯蔵	64	貯蔵作業の前に、機械や設備の清掃を行い、異品種や異物が混入していないか確認しましたか。		◇機械や設備の清掃を行い、異品種や異物が混入していないか確認 ◇作業場の整理、整頓、清掃 等	○	39	8
	65	貯蔵倉庫内の温度、湿度、米の穀温、水分を定期的に確認しましたか。		◇貯蔵施設では、毎日定時に穀温を監視・記録し、穀温上昇の兆候が見られる場合は、直ちに貯蔵サイロ等ごとに全量ローテーションを実施 ◇施設の清掃(カビの栄養源となる米くずやほこりの除去)及び適切な補修による清潔な維持管理の実施 ◇建物内に熱や湿気がこもらないように、通風、換気し、設備内の乾燥の維持 等	○	33	7
出荷	66	放射性セシウムの全量全袋検査を受検し、基準値以下であることを確認しましたか。		◇放射性セシウムの全量全袋検査を受検し、基準値以下であることを確認	◎	143	
	67	放射性セシウムの全量全袋検査が終わるまでの間、収穫物を保管場所で管理しましたか。		◇放射性セシウムの全量全袋検査が終わるまでの間、収穫物をあらかじめ決められた保管場所で確実に管理 ◇全量全袋検査が終わった米と未検査の米の保管場所を別にするなどの混入防止措置を実施	◎	144	
	68	必要に応じて、用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管、販売、処分を行っていますか。		◇包装またはフレコン等に入れた米を整然と積み上げて保管(区分保管) ◇票せんによる用途の掲示 ◇販売、譲渡した時の転用防止対策の実施 ◇廃棄又は食用に供しない物資の加工・製造用途への使用(食用不適米穀) 等	◎	89	41 42
	69	出荷時に農薬散布記録を確認し、使用方法等に誤りがないことを確認しましたか。		◇農薬の使用記録簿等で、適正に農薬が使用されたかを確認	◎	83	37
	70	出荷可能となった地域であることを確認しましたか。		◇出荷可能となった地域であることを確認	◎	142	

(エ) 共通

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (米・生産者)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
安全対策	71	作業者は、衛生状態を考慮して作業を実施しましたか。		◇作業を始める前など、必要ときに手の洗浄 ◇清潔な作業着や手袋等を身につけ、不潔な物や場所にふれない ◇切り傷や擦り傷がある場合は手袋等で覆う ◇感染症(下痢、嘔吐、発熱等)の疑いがある場合は作業を実施しない ◇覆いのない農産物の上では、咳やくしゃみなどの行動をしない 等	○	18	
	72	ほ場や施設から通える場所に、手洗いやトイレ設備などを確保しましたか。		◇手洗い場やトイレを、ほ場及び施設から通える場所に設置 ◇手洗い場やトイレが汚染源とならないことの確認と、衛生的な状態の維持 等	○	20	
	73	飲食、喫煙は農作業や農作物に影響のない決められた場所でのみ行われましたか。		◇喫煙や飲食は指定された場所とする	○	41	8
	74	危険性の高い作業を把握し、事故を最小限にとどめるための対策をとりましたか。		◇危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所の把握 ◇農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制整備 等	○	62	25
	75	作業者は安全に作業するよう留意しましたか。		◇1日あたりの作業時間の設定と休憩の取得 ◇定期的な健康診断の受診 等	○	63	26
	76	作業者は、安全に作業を行うための服装や保護具を使用しましたか。		◇粉塵のある作業における防塵めがねや防塵マスク等の着用 ◇転倒、落下物等の危険性のある場所や道路走行時におけるヘルメットの着用 ◇飛散物が当たる危険性のある場所における保護メガネの着用 ◇高所作業時におけるヘルメット、滑りにくい靴、命綱等の着用 等	○	65	27
	77	危険箇所の注意を喚起し、できる限り作業環境の改善を図りましたか。		◇危険箇所の表示板設置 ◇農道における曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強 ◇ほ場出入り口における傾斜の緩和、幅広化等の実施 ◇暑熱環境における水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等の実施 等	○	67	28
	78	作業前に、各機械の整備・点検、故障箇所の修理を行いましたか。		◇機械等の使用前の安全装置等の確認と未整備機械の使用禁止 ◇機械等において指定された定期交換部品の交換 ◇中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 等	○	69	29
	79	機械、施設の利用は、取扱説明書等をよく確認し、適正な操作を行いましたか。		◇機械等の取扱説明書の熟読、保管 等	○	72	30
	80	農作業により巻き上がる粉じんや土壌の吸入や接触を回避しましたか。		◇乾燥時の耕うんや草刈りの作業等で粉じんを吸入するおそれがある場合、皮膚や顔が露出しないよう、なるべく帽子、マスク、長袖、長ズボン、ゴム手袋、ゴム長靴等を着用 ◇農作業後は手足、顔等の露出部分を洗浄 ◇屋外作業後に、屋内作業を行う場合は、服を着替えるなどして、屋内にちり、ほこり等を持ち込まないようにしている	○	146	
記録	81	ほ場の位置、面積等の情報を記録、保存していますか。		◇ほ場の位置、面積等の情報を記録、保存	○	81	36
	82	種子・苗、農薬、肥料、堆肥の購入伝票等を保存し、生産履歴を記帳していますか。		◇種子・苗、農薬、肥料、堆肥の購入伝票等を保存 ◇当該ほ場で生産された農産物の生産履歴を記帳	◎	87	39

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
記録	83	米の取引等に関する内容の記録を作成、保存していますか。		◇米トレーサビリティ法に基づく記載例 (⑧は努力事項) ①名称(品目) ②産地(国産、福島県産等) ③数量 ④年月日(搬出入した日) ⑤取引先の名称 ⑥搬出入した場所 ⑦用途別米穀についてはその用途 ⑧保管の時の温度及び湿度、残留する農薬又は品位等についての検査を行った場合における当該検査の結果その他の食品としての安全性を欠くものの流通防止、表示の適正化又は適正かつ円滑な流通の確保に資する事項	◎	88	40
	84	農業生産工程管理(GAP)により計画策定、実践・記録、点検・評価、改善を行っていますか。		◇取組例 ・栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目を策定 ・点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存 ・点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存 ・自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ・自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による	○	90	43
	85	農産物の生産および出荷に関する記録を一定期間保管していますか。		◇農産物の出荷に関する記録については1~3年間(保存期間は取り扱う食品等の流通実態に応じて設定)保管 ◇農産物の出荷に関する記録以外の記録については、取扱先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保管	○	94	37 38 39 40 44
他	86	施設等は衛生的に管理しましたか。		◇施設内に雨水や汚水が流れ込まないように、排水溝の設置等速やかな排水に努める ◇使わない機材や野菜残さ等の廃棄物は、栽培期間中のほ場や施設、その周辺に放置しない ◇衛生的に作業が行える明るさの照明の確保 ◇定期的な清掃の実施 等	○	23	
	87	施設内に有害生物が侵入、生息しないようにしましたか。		◇施設の壊れた部分を修理し、ねずみや鳥等の侵入防止 ◇ビニールハウスやガラス温室等の施設を使う場合はネットの設置 ◇使わない機材や野菜残さ等の廃棄物は、栽培期間中のほ場や施設、その周辺に放置しない 等	○	25	
	88	当該ほ場で生産された農産物の生産履歴(農作業の実施状況や農薬・肥料の使用等)を記帳していましたか。		◇当該ほ場で生産された農産物の生産履歴を記帳	◎	96	
	89	肥料袋、使用済みプラスチック、容器等の廃棄物を業者委託などにより適正に処理し、記録しましたか。		◇資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物(廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬等)の処理を委託	◎	56	20 21
	90	機械や施設の効率的な運転を行い、燃料の節約に努めましたか。		◇機械、器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修 ◇適切な温度管理の実施 ◇不必要な照明の消灯 等	○	59	23
	91	鳥獣害による農業等への被害が深刻な地域では、有害鳥獣による農業被害防止対策を実施しましたか。		(鳥獣害による農業等への被害が深刻な地域) ◇侵入防止柵の設置 ◇追い払い活動等の実施 等	△	61	24

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (米・生産者)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
他	92	労働者災害補償保険等に加入していますか。		◇死亡やけがに備えた労働者災害補償保険等への加入 ◇第三者を巻き込んだ事故に備えた任意保険への加入	◎	78	33
	93	農業者自ら開発した技術や知的財産については、適切に保護するとともに、必要に応じて活用していますか。		◇技術内容等の文書化 ◇活用手段の適切な選択(権利化、秘匿、公開)等	○	79	34
	94	研修会参加やパンフレットなどによりGAP、病害虫防除基準、放射性物質対策等に関する情報を収集しましたか。		◇研修会参加やパンフレットなどにより情報を収集	◎	101	
	95	栽培マニュアル、栽培基準を読みましたか。		◇栽培マニュアル、栽培基準を読んでいる	◎	102	

ウ 点検項目リスト(産地・米)
(ア) 栽培前

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (米・産地)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
環境確認	1	ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)で、廃棄物等、農産物に危害を及ぼす要因がないかを検討し、リスクを最低限に抑えるための管理計画を作りましたか。		◇土壌汚染の可能性がある場合には土壌等を分析し、その結果を産地が把握 ◇汚染がある場合には農産物の吸収軽減対策を計画し、その実施状況が記録保存していることを確認 等	○	3	1
	2	過去に当該産地で生産された米穀や農地のカドミウム濃度を把握していますか。		◇産地の土壌分析を実施し、カドミウム濃度を把握 ◇過去に当該産地で生産した米のカドミウム濃度を把握	○	15	6
	3	地域の空間線量や土壌の放射性セシウム濃度を把握し、情報提供しましたか。		◇地域の空間線量や土壌の放射性セシウム濃度を把握 ◇必要に応じて情報提供、注意喚起を実施 等	○	105	
	4	ほ場に隣接する山林等周辺環境の放射線量を把握し、情報提供しましたか。		◇山林等周辺環境の放射線量を把握し、必要に応じて注意喚起を実施 等	○	109	
	5	過去の地域における玄米等放射性セシウム検査結果を把握し、生産者へ情報提供しましたか。		◇過去のモニタリング結果や全量全袋検査結果などを把握し、情報提供を実施	◎	107	
	6	玄米に放射性セシウムが高濃度に検出された要因について理解し、情報提供等を行いましたか。		◇国、県等が行う研修会や各種情報などから、放射性セシウムが検出される要因を理解し、情報提供を実施	○	113	
	7	作付制限、作付再開、全量生産出荷管理、全戸生産出荷管理に該当するかどうかを把握し、情報提供しましたか。		◇作付制限、作付再開、全量生産出荷管理、全戸生産出荷管理に該当するかどうかを把握し、情報提供を実施	◎	115	
除染	8	作土中の放射性セシウム濃度を下げため、農地の除染対策に取り組みましたか。		◇除染対策として、反転耕または深耕等を実施 等	△	117	
	9	除染のために表土除去した土壌を適切に管理するように指導しましたか。		◇除染のために表土除去した土壌が適切に管理するように指導	△	119	
土作り	10	土壌や環境条件等から高濃度の放射性セシウム検出の恐れがある地域では、ゼオライトやバーミキュライトの施用が効果的であることを理解し、利用促進しましたか。		◇土壌や環境条件等から高濃度の放射性セシウム検出のおそれがある地域を把握し、カリウム施肥と併せた土壌改良資材(ゼオライト、バーミキュライト等)の施用を促進	△	123	

(イ) 栽培

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (米・産地)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
施肥	11	生育時期や品種に応じた適切な施肥の指導を行いましたか。		◇土壌分析結果により適正施肥を指導 ◇生育時期や品種に応じた適切な施肥の指導を実施	○	51	15
	12	放射性セシウム対策を考慮したカリウム施肥を指導しましたか。		◇過去の米の放射性セシウム検査結果を踏まえ、地域における土壌の交換性カリウム含量を考慮し、適切なカリウム施肥を指導している。	○	136	
防除	13	農薬飛散防止に関する指導を行いましたか。		◇農薬飛散防止に関する指導を実施	○	13	5 14
	14	予察状況等に応じた病害虫防除指導を行いましたか。		◇予察状況等に応じた病害虫防除指導を実施	○	48	12

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (米・産地)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
防除	15	農薬を使用する前に、容器や袋に表示されている表示内容を確認するよう指導しましたか。		◇容器等の下記表示内容を確認して使用 ・農薬を使用できる農作物の種類 ・農薬の使用量 ・農薬の希釈倍数 ・農薬を使用する時期(収穫前の使用禁止期間) ・農作物に対して農薬を使用できる回数(使用前に記録簿を確認) ・農薬の有効期限(有効期限を過ぎた農薬は使用しない) ・農薬の使用上の注意	◎	7	4
	16	使用農薬の最新の使用基準を確認し指導を行いましたか。		◇使用農薬の最新の使用基準を確認した指導を実施	◎	9	4
	17	生育時期や品種に応じた適切な農薬指導を行ないましたか。		◇生育時期や品種に応じた適切な農薬指導を実施	○	44	9
	18	不適正な農薬使用があった場合の対応マニュアルが整備されていますか。		◇不適正な農薬使用があった場合の対応マニュアルを整備	○	10	4
資材管理	19	放射性セシウムの暫定許容値(400Bq/kg)を超える肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等の利用はしないよう指導しましたか。		◇肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等を購入したり譲り受けた時、販売業者・譲渡者に暫定許容値(400Bq/kg)を超えていないことを確認することを指導 ◇暫定許容値(400Bq/kg)を超えた肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等は、使用しないことを指導	◎	126	
	20	原発事故時、屋外にあった資材は使用しないよう指導しましたか。		◇原発事故時、屋外にあった資材は使用しないよう指導	○	128	
水管理	21	農業用水の安全性を確認しましたか。		◇かん水や防除には、水道水など放射性セシウム汚染のおそれのない水を利用 ◇貯水槽・タンクを洗浄し、放射性セシウムに汚染されていない水であることを確認	○	130	
	22	高カドミウム米が生産される可能性がある地域では、出穂前後3週間は継続して湛水状態とすることを指導しましたか。		(高カドミウム米が生産される可能性がある地域) ◇出穂前後3週間は継続して湛水状態 ◇客土による汚染土壌の除去 ◇吸収しにくい作物への転換 等	△	17	6

(ウ) 栽培後

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (米・産地)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
収穫	23	収穫作業の前に、機械や設備の清掃を行い、異品種や異物が混入しないよう指導しましたか。		◇機械や設備の清掃を行い、異品種や異物が混入していないか確認 ◇作業場の整理、整頓、清掃 等	○	36	8
	24	倒伏や病害虫による被害籾、高水分籾は仕分けして収穫するよう指導しましたか。		◇倒伏し泥がついたものや、病害虫の被害にあったものは、区別して収穫、乾燥を実施	○	28	7
乾燥	25	乾燥作業の前に、機械や設備の清掃を行い、異品種や異物が混入しないよう指導しましたか。		◇機械や設備の清掃を行い、異品種や異物が混入していないか確認 ◇作業場の整理、整頓、清掃 等	○	38	8
	26	収穫後、すみやかに乾燥作業を行うよう指導しましたか。		◇乾燥調製施設では、高水分籾の長時間放置によるヤケ米の発生等品質事故を防ぐため、貯蔵可能な水分含有率まで速やかに乾燥を実施 ◇乾減率は0.8%以下で実施	◎	32	7

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (米・産地)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
乾燥	27	倒伏や病害虫による被害籾、高水分籾は仕分けして乾燥するよう指導しましたか。		◇倒伏し泥がついたものや、病害虫の被害にあったものは、区別して収穫、乾燥を実施	○	30	7
	28	大規模乾燥調製貯蔵施設において、管理者とオペレータとの責任分担を明確に区分しましたか。		◇乾燥調製貯蔵施設において、管理者とオペレータとの責任分担を明確に区分	○	77	32
貯蔵	29	貯蔵作業の前に、機械や設備の清掃を行い、異品種や異物が混入しないよう指導しましたか。		◇機械や設備の清掃を行い、異品種や異物が混入していないか確認 ◇作業場の整理、整頓、清掃 等	○	40	8
	30	貯蔵倉庫内の温度、湿度、米の穀温、水分を定期的に確認しましたか。		◇貯蔵施設では、毎日定時に穀温を監視・記録し、穀温上昇の兆候が見られる場合は、直ちに貯蔵サイロ等ごとに全量ローテーションを実施 ◇施設の清掃(カビの栄養源となる米くずやほこりの除去)及び適切な補修による清潔な維持管理の実施 ◇建物内に熱や湿気がこもらないように、通風、換気し、設備内の乾燥の維持 等	○	34	7
出荷	31	出荷時に記録を確認し、使用法等に誤りがないことを確認しましたか。		◇農薬の使用記録簿等で、適正に農薬が使用されたかを確認	◎	84	37
	32	生産物の安全性を確認して出荷しましたか。		◇生産物の安全性を確認して出荷	◎	145	

(工) 共通

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (米・産地)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
安全対策	33	作業には、衛生管理を考慮して作業を実施させましたか。		◇作業を始める前など、必要ときに手の洗浄 ◇清潔な作業着や手袋等を身につけ、不潔な物や場所にふれない ◇切り傷や擦り傷がある場合は手袋等で覆う ◇感染症(下痢、嘔吐、発熱等)の疑いがある場合は作業を実施しない ◇覆いのない農産物の上では、咳やくしゃみなどの行動をしない 等	○	19	
	34	ほ場や施設から通える場所に、手洗い場やトイレ設備などを確保しましたか。		◇手洗い場やトイレを、ほ場及び施設から通える場所に設置 ◇手洗い場やトイレが汚染源とならないことの確認と、衛生的な状態の維持 等	○	21	
	35	飲食、喫煙は農作業や農作物に影響のない決められた場所でのみ行うよう指導しましたか。		◇喫煙や飲食は指定された場所とする	○	42	8
	36	安全に作業するよう作業者に指導しましたか。		◇1日あたりの作業時間の設定と休憩の取得 ◇定期的な健康診断の受診 ◇酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等の制限 ◇高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担への配慮 ◇未熟な農作業に対する熟練者による指導 等	○	64	26
	37	安全に作業を行なうための服装や保護具を着用するよう作業者に指導しましたか。		◇粉塵のある作業における防塵めがねや防塵マスク等の着用 ◇転倒、落下物等の危険性のある場所や道路走行時におけるヘルメットの着用 ◇飛散物が当たる危険性のある場所における保護メガネの着用 ◇高所作業時におけるヘルメット、滑りにくい靴、命綱等の着用 等	○	66	27

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
安全対策	38	危険箇所の注意を喚起し、できる限り作業環境の改善を図るよう指導しましたか。		◇危険箇所の表示板設置 ◇農道における曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強 ◇ほ場出入り口における傾斜の緩和、幅広化等の実施 ◇暑熱環境における水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等の実施 等	○	68	28
	39	農作業時に巻き上がる粉じんや土壌の吸引、接触を回避するよう指導を行いましたか。		◇農作業時に巻き上がる粉じんや土壌の吸引、接触を回避するよう指導を実施	○	147	
記録	40	生産者チェックシートを回収し、点検しましたか。		◇生産者自己点検チェックシートの回収、点検を実施	○	91	43
	41	産地の責任者等は内部監査を実施しましたか。		◇産地は内部監査基準を策定し、年1回程度の実施	○	92	43
	42	点検・監査結果を生産者へ報告するとともに、改善指導を行いましたか。		◇点検等で確認された改善が必要な点について生産者へ報告するとともに、改善指導を実施	○	93	43
	43	農産物の生産および出荷に関する記録を一定期間保管していましたか。		◇農産物の出荷に関する記録については1～3年間(保存期間は取り扱う食品等の流通実態に応じて設定)保管 ◇農産物の出荷に関する記録以外の記録については、取扱先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保管	○	95	37 38 39 40 44
	44	生産履歴(農作業の実施状況や農薬・肥料の使用等)の内容を確認しましたか。		◇生産履歴(農作業の実施状況や農薬・肥料の使用等)の内容確認を実施	○	97	
他	45	産地の施設等は衛生的に管理しましたか。		◇施設内に雨水や汚水が流れ込まないように、排水溝の設置等速やかな排水に努める ◇使わない機材や野菜残さ等の廃棄物は、栽培期間中のほ場や施設、その周辺に放置しない ◇衛生的に作業が行える明るさの照明の確保 ◇定期的な清掃の実施 等	○	24	
	46	施設内に有害生物が侵入、生息しないようにしましたか。		◇施設の壊れた部分を修理し、ねずみや鳥等の侵入防止 ◇ビニールハウスやガラス温室等の施設を使う場合はネットの設置 ◇使わない機材や野菜残さ等の廃棄物は、栽培期間中のほ場や施設、その周辺に放置しない 等	○	26	
	47	肥料袋、使用済みプラスチック、容器等の廃棄物を業者委託などにより適正に処理し、記録するよう指導しましたか。		◇資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物(廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬等)の処理を委託	◎	57	
	48	機械や施設の効率的な運転を行い、燃料の節約に努めましたか。		◇機械、器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修 ◇適切な温度管理の実施 ◇不必要な照明の消灯 等	○	60	23
	49	残留農薬分析を定期的に行いましたか。		◇残留農薬分析を定期的に行う	○	98	
	50	出荷物に問題があった場合の対応マニュアルを備えていますか。		◇出荷した農産物に事故が発生した際の、回収・撤去・原因究明のための緊急対応マニュアルが配備	○	99	